

議事日程第4号

令和6年12月11日(水)午前10時開議

日程第1 一般質問

~~~~~ 本日の会議に付した事件

議事日程第4号と同じ

~~~~~ 出欠議員氏名

出席議員(24名)

1番	佐	野	洋	平	議員	2番	成	澤	和	音	議員	
3番	高	橋	千	夏	議員	4番	関	谷	幸	子	議員	
5番	高	橋	英	夫	議員	6番	高	橋		壽	議員	
7番	小	久	保	広	信	議員	8番	影	澤	政	夫	議員
9番	山	村		明	議員	10番	堤		郁	雄	議員	
11番	植	松	美	穂	議員	12番	古	山	悠	生	議員	
13番	島	貫	宏	幸	議員	14番	木	村	芳	浩	議員	
15番	相	田	克	平	議員	16番	遠	藤	隆	一	議員	
17番	太	田	克	典	議員	18番	我	妻	徳	雄	議員	
19番	山	田	富	佐	子	議員	20番	佐	藤	弘	司	議員
21番	鳥	海	隆	太	議員	22番	島	軒	純	一	議員	
23番	齋	藤	千	惠	子	議員	24番	工	藤	正	雄	議員

欠席議員(なし)

~~~~~ 出席要求による出席者職氏名

市長 近藤洋介

総務部長 神保朋之

企画調整部長	遠 藤 直 樹	市民環境部長	佐 藤 明 彦
健康福祉部長	山 口 恵美子	産 業 部 長	安 部 晃 市
建設部長	吉 田 晋 平	会 計 管 理 者	本 間 加代子
上下水道部長	安 部 道 夫	病院事業管理者	渡 邊 孝 男
市立病院事務局長	和 田 晋	総 務 課 長	高 橋 貞 義
財政課長	土 田 淳	政策企画課長	伊 藤 尊 史
教 育 長	佐 藤 哲	教育管理部長	森 谷 幸 彦
教育指導部長	山 口 博	選挙管理委員会委員長	玉 橋 博 幸
選挙管理委員会事務局長	竹 田 好 秀	代表監査委員	志 賀 秀 樹
監査委員事務局長	鈴 木 雄 樹	農業委員会会長	小 関 善 隆
農業委員会事務局長	柴 倉 和 典		

出席した事務局職員職氏名

事務局長	栗 林 美佐子	事務局次長	細 谷 晃
総務主査	飯 澤 倫 代	議事調査主査	曾 根 浩 司
主 査	堤 治		

午前10時00分 開 議

○相田克平議長 おはようございます。

ただいまの出席議員24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第4号により進めます。

日程第1 一般質問

○相田克平議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

一つ、大人に対するがん教育の機会はあるのか
外2点、20番佐藤弘司議員。

〔20番佐藤弘司議員登壇〕 (拍手)

○20番 (佐藤弘司議員) 皆さんおはようございます。

12月定例会一般質問も今日で3日目となりました。今日もよろしくどうかお願ひいたします。

まず、初めに、お忙しい中、傍聴に来ていただきました皆さんに心から御礼を申し上げます。お忙しい中、大変にありがとうございました。

公明党の佐藤弘司でございます。

質問に入る前に、タイムリーに今月12月2日からマイナ保険証に本格移行になりましたので、若干触れさせていただきたいと思います。

12月2日から健康保険証の新規発行がなくなり、マイナンバーカードを使ったマイナ保険証に役割が一本化されます。現在、米沢市の1階の窓口でも、今年の10月より、この情報を聞きつけて新たに加入する人、また、自分のマイナカードに保険証がひもづけされているかちょっと分からぬいという確認等々の業務で、大変忙しく対応されているとお聞きしているところであります。

この制度が一気に進んだのは、コロナ禍の補助金配りが大変だったこと、そして米沢市当局も当時、事務作業など大変だったと思います。

そこで、マイナカードに口座がひもづけされれば、スムーズに交付金が受け取られ、事務経費もかからないということです。

当時、一部のマスコミ報道で、交付金、補助金の交付が遅過ぎると批判があつたり、また、その後、保険証、銀行口座にひもづけなどの案が出ると、今度は国民背番号制で監視される、個人情報、プライバシーが侵されるなどの根拠のない報道がなされたことには、憤りを感じたところであります。

ともあれ、マイナ保険証は、正確な本人確認やよりよい医療の提供が目的であり、従来の紙の保険証も最長1年間は使えます。マイナ保険証を持っていない人には、代わりとなる資格確認書が医療保険者から申請なしで交付されます。

ついでに触れますと、紙の保険証が一番確実だという意見がありますが、実は、紙の保険証はなりすましや悪用の事件が多いのも事実であります。

一方で、マイナカードは暗証番号、顔認証があることで格段に安全です。マイナ保険証は、本人の同意があれば、過去の検診結果や処方された薬の情報が医師や薬剤師に円滑に活用されるため、より適切な医療を受けられます。また、医療費の窓口負担が高額療養費制度で定める限度額を超えた場合には、超過分の支払いが免除されるための手続が不要になりますし、緊急搬送に活用して患者の受診歴などを迅速に把握する実証事業も行われ、政府は来年度からの全国展開を目指し推進しているところです。

マイナ保険証のメリットを確認しますと、1、データに基づくよりよい医療が受けられる、2として、手続なしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される、3、医師や薬剤師、医療事務など、医療現場で働く人の負担を軽減できるなどです。

将来的には、自動車免許証も含めて自身のスマートで管理できるなど、カードそのものも所持する

必要がなくなるシステムを目指しているということです。米沢市でもさらなる周知を進め、登録率を上げるべきと思うところであります。

それでは、質問に入ります。

大項目の1番、大人に対するがん教育の機会はあるのかということです。

当市は健康長寿日本一を掲げている以上、切っても切れない課題であるとの認識から質問をするわけであります。

これまで、がん教育に関する質問を何回かしてまいりましたけれども、このたびは自分自身がここ数年の中に実体験をいたしました。近くでは、今年の8月お盆明け、詳しくは申し上げませんが、結果的には入院は6日間で済みました。そのうち、治療は1日のみであります。事なきを得たわけであります。現在は通院治療も投薬もありません。本日も、このように無事一般質問に臨んでおるところであります。早期発見の重要性を実感したことから、再度質問をいたします。

日本人の死亡原因の第1位であるがん、その正しい知識を学ぶことは、自分や家族の命を守ることにつながります。

2012年に策定された第2期がん対策推進基本計画にがんの教育・普及啓発が盛り込まれたことで、学校でのがん教育の在り方の検討が進み、文部科学省は2014年に有識者検討会を設置、その後、学習指導要領にがん教育が新たに位置づけられ、2020年度からは小学校で、翌2021年度からは中学校で、がん教育が必須化されました。

先日、教育委員会にも確認いたしましたけれども、米沢市でも小中学校でのがん教育が現在実施されているとの確認をいたしたところでございます。

子供たちは、授業でがんの知識を得ている一方で、学ぶ機会がほとんどなかったためにがんのことによく知らない大人はたくさんおります。

がん対策は、がんになる前に行うことが肝腎です。

一方、日本人は、がんに限らず健康に関する情報入手して理解し活用するヘルスリテラシーに欠けると指摘されております。

がんは他人事ではありません。日本人は男性の3人に2人が、女性は2人に1人が生涯のうちに何らかのがんを発症いたします。ほとんどのがんは一種の老化現象と言えるため、年齢を重ねるとともに、がんになる人の割合が増えます。言うなれば、日本人はがんにかかるほど長生きになったとも言えます。

総人口に占める高齢者の割合が世界で最も高い日本は、世界のがん大国です。世界でも類を見ないスピードで高齢化が進んだため、急増するがんに対して教育が追いつくことができない状況だと思います。

がんは、全体で見れば6割が治り、早期発見で9割以上が完治します。ところが、日本のがん検診受診率は、先進国で最低レベルにとどまっています。日本ではがん教育を受ける機会がほとんどなかったためと思われます。

国ががん検診として推奨しているのは、胃、肺、大腸、乳房、子宮頸の5つのがんに対するものです。これは、死亡リスクを下げるエビデンス、科学的根拠があるため、健康増進法で規定され、公費を補助して行われているわけです。

このような現状を踏まえ、小項目の1として、学びの場はあるのかであります。

一般市民ががんについて学習する場はあるのでしょうか。例えば、鷹山大学やそれぞれのコミセンでのイベント、その他の機会を通してのがんに対する学びの現状をお知らせください。

次に、小項目の2、検診受診の啓発の現状はどうなっているか。

国保加入者に限らず、全市民に対して検診受診の意識向上を図るべきだと思いますが、現状はどうなっているのでしょうか。

小項目の3、早期発見の重要性を周知すべきではないでしょうか。

前段で申し上げたとおり、現在、がんは、早期発見できればほぼ治る病であることをアピール、周知すべきと思いますが、その認識と方策を伺います。

次に、大項目2に移りますが、米沢市所管の公園等の樹木の管理について伺います。

本年の9月13日、東京都の日野市において、8メートルに及ぶイチョウの枝が落下して、遊歩道を歩いていた36歳の男性が死亡するという痛ましい事故が発生いたしました。

ほかにも、京都の清水寺の付近、松山市など、全国で公園等の樹木や街路樹の倒木、枝折れ事故が相次いでいます。これは、高度成長期に一斉に植樹された樹木が全国的に老朽化して、危険な状態になっているからではないかと言われております。

そんな中、当米沢市でも、8月の26日、八幡原公園の駐車場で、駐車中の自動車にケヤキの枝が落下して、フロントガラスとボンネットが破損する事案が発生をいたしました。人的被害がなかつたことは不幸中の幸いでありましたが、その損害賠償額が決定し、和解するための議案が本12月定例会に上程されているところです。

将来にわたり、非常に大きな課題です。共に考えていかなければならぬとの思いでお伺いをいたしますが、小項目の1番、定期的な点検・巡回はなされているか。

本市所管の公園樹木などの状況を点検・巡回して把握されているのか、お知らせください。

小項目の2、剪定や伐採の判断基準はあるかについて。

樹木の状態の判断は、職員が担当しているのか、指定管理者に任せている部分もあるのか。また、診断できる体制は整っているのか。診断できる体制というのは、樹木医とか、あと街路樹診断士などの資格に関して、そういう資格を持っている人も参加しているのかといふ問い合わせでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

そして、小項目3番目、景観と環境との関わりであります。

よく報道などで目にすることですが、樹木の伐採計画などに対して、自然保護団体などの、環境破壊だ、景観が壊れる、憩いの場としての日影がなくなるなどの抗議行動が起こることがあります。

米沢市でも、樹木に囲まれた環境でのゲートボールやパークゴルフを楽しんでいる皆さんがいらっしゃいます。

こうした場合、剪定や伐採の事案が発生した場合ですけれども、その利用者との意思の疎通や情報共有が大事だと思いますが、当局の見解をお伺いいたします。

大項目の3番に移ります。

ここは、選挙管理委員会に伺います。

開票作業の迅速化についてであります。これは、何時何分に開票が終了して、県内で米沢が何番目だったとか、他の市や町と競うわけではありませんが、従来から、米沢市は開票確定が遅いとの声がありますし、開票立会人をした私の経験からも感じます。

この質問の趣旨は、開票作業に携わる職員は、翌日、時間を越せば当日ということになりますけれども、業務があることから、職員の負担を考慮すれば、早く作業を終了すべきであるとの意味での質問であります。何も私が早く帰りたいからではありませんので、誤解のないようにお願いしたいと思います。

そこで、小項目の1番、機器を導入した効果はあったのかであります。

令和4年度の参議院選挙から分類機を導入していますが、その効果はいかがだったでしょうか、伺います。

小項目の2、投票所を閉じる時刻を繰り上げましたが、その効果はあったでしょうか。

昨年末の市長選挙より実施して、本年10月の衆議院選挙と2回行われましたが、どうも時間短縮

された感じがいたしません。1時間繰り上げれば、単純に1時間早まるのではないかと考えますが、見解をお聞かせください。

小項目の3、開票作業のマニュアル化はできるのでしょうか。

各選挙の都度、従事する職員は変わると思います。メンバーが変わっても対応できるマニュアルが必要だと思いますが、それはあるのでしょうか。

以上、演壇よりの質問とさせていただきます。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

〔山口恵美子健康福祉部長登壇〕

○山口恵美子健康福祉部長 私から、1、大人に対するがん教育の機会はあるのかについてお答えいたします。

初めに、(1)学びの場はあるのかについてですが、がんは誰でも罹患する可能性のある病気で、国民の約2人に1人が罹患すると推計されており、国、県と同様、本市の死因第1位となっております。がんは、生命と健康に重大な影響を及ぼす病気であると認識しているところです。

本市では、山形県健康診査実施要領に基づき、正しい知識の啓発やがん検診受診勧奨、科学的根拠に基づいたがん検診に取り組んでいます。

本市でがんについて市民が学ぶことのできる場としては、米沢市まちづくり出前講座や、米沢市衛生組合連合会と健康課が連携し各地区で実施している健康教室があります。

出前講座では、市の保健師・栄養士などが講師となり、令和5年度はがんをテーマにした講座はありませんでしたが、今年度は民生委員児童委員連合協議会高齢福祉部会からの要望で、生活習慣病予防についてのテーマの中でがんについても触れながら講演し、39人が受講されました。

健康教室では、米沢市医師会の協力により、市内の医師に講師となっていただくこともできます。令和2年から令和4年までは新型コロナウィルス感染症の影響により縮小や中止としていましたが、令和5年度は各地区からの要望に応じた

健康教室を15地区で22回開催し、「がん予防について」のテーマで1回実施しており、21人が参加しました。今年度は14地区で18回開催し、「がん検診 がん早期発見のために」のテーマで1回実施しており、15人が参加しております。

今後とも、これまでの取組を継続しながら、地域でのがん予防をはじめとする健康意識を高めるため、市民に向けて発信する機会を検討してまいります。

次に、(2)検診受診の啓発の状況はについてお答えいたします。

市で実施しているがん検診の受診率は、国保被保険者や後期高齢者、社会保険等の被扶養者や職場で検診を受ける機会のない市民の方が受診した住民健診の受診率で、令和4年度は胃がん検診で18%、大腸がん検診で28.2%、肺がん検診で29.6%、乳がん検診で26.5%、子宮頸がん検診で28.9%となっています。

令和5年11月本市が策定した米沢市健康長寿日本一推進プランでは、各がん検診の受診率を、令和16年度まで国の目標数値と同様の60%に設定いたしました。これは、国保を主体とした住民検診と職域検診の受診率の合計を意味しております。

先ほど申し上げました本市の住民検診に職域検診の受診率を加えると、全体の受診率は増加することが見込まれますが、現在、職域でのがん検診は任意で実施されており、保険者や事業主によって実施状況が異なるなどの課題が多いため、集計に当たっても正確な受診率を把握することは困難です。

そのため、受診状況の把握については、令和11年度に実施予定の米沢市健康長寿日本一推進プランの中間評価の際に実施する市民アンケート調査にがん検診受診についての項目を入れ込むなど、その方法について今後検討してまいります。

次に、がん検診受診の意識向上に向けた取組ですが、米沢市医師会と連携しながら、個人への働

きかけを中心とした次のような取組を行っております。

全市民向けとしては、健診の受け方やがん検診健康情報を掲載した健診ガイドブックの全戸配布、広報やホームページ、SNS、また、9月のがん征圧月間・10月のがん検診推進強化月間、3月の女性の健康週間に合わせて、がん予防の啓発を市政モニターにより周知するほか、すこやかセンターホールにおいては展示スペースを常設し、がん検診を含むがん予防に関する情報提供を行っております。

また、関係各課との連携により、65歳到達時・国保新規加入時・70歳到達時や、健康教室等の保健事業でのチラシ配付やコミュニティセンターでのチラシの配置など、様々な機会を捉えて周知するほか、健診の対象年齢となる40歳到達者への個人通知を行っております。

さらに、女性に向けたがんに関する普及啓発として、41歳の乳がん・21歳の子宮頸がん検診の無料クーポン券の配付による受診勧奨や、24・26・28・30歳の女性の子宮頸がん検診受診勧奨通知を個別に送付しております。また、乳幼児健診等では、休日開催の女性のがん検診リーフレット、ピンクリボン啓発ティッシュ、乳がん自己触診法のお風呂ポスターの配付を随時行っております。ほかにも、託児つきレディース健診を実施し、女性が受診しやすい体制を整えております。

40歳以上の国民健康保険被保険者に対しては、特定健診とともに、がんの早期発見の重要性を掲載した健康希望調査の個人通知を行い、その回答に基づいた勧奨はがきの通知や、看護師などの電話による受診勧奨・申込みの受付を実施いたしております。

また、国保以外の職域検診への取組としては、協会けんぽや市町村共済組合と連携し、被扶養者に対する年2回の通知や受診勧奨チラシを同封し、周知を図っております。今後は、勤務先で受診機会のない方に対して、産業部との連携を図り

ながら商工会議所等に協力を求め、機関誌などへの掲載や職場を通じたがん検診チラシの配置、メール配信等による情報提供や、中小企業等の事業主検診におけるがん検診の推進について検討してまいります。

続いて、（3）早期発見の重要性を周知すべきではないかについてお答えいたします。

がんは、一般的には早期発見・早期治療により約9割が治ることが分かっており、早期に発見するためには、自覚症状がないときに定期的にがん検診を受けることが重要です。

一般的にがん検診で発見できるがんの大きさは1センチメートルで、その後、僅か一、二年程度で2センチメートル程度の大きさになり、それ以降は進行がんとなってしまうおそれがあります。がんの大きさが1センチメートルから2センチメートルの間の早期に発見するためには、定期的にがん検診を受診してタイミングを逃さないことが大変重要となります。

本市では、健康長寿日本一を推進しており、がんに関しては、がん検診の定期受診による早期発見が重要であること、早期に発見できれば治る確率が高まること、治療法の進歩に伴って不治の病ではなく長く付き合う病気になりつつあること、加えて、自分や家族、親しい人ががんと向き合うことになったときに備え、がんに対する正しい知識を身につけておくことが大切であると考えております。

個人通知やチラシ、広報、ホームページやSNSなどによる周知、保健事業の際の保健師等による情報提供等、これまで取り組んできた啓発活動を継続するとともに、分かりやすく心をつかむ情報提供に努めてまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 吉田建設部長。

〔吉田晋平建設部長登壇〕

○吉田晋平建設部長 私からは、2、米沢市所管の公園等の樹木管理についてお答えいたします。

初めに、（1）定期的な点検、巡回をしているのかとの御質問であります、本市が管理している都市公園は35か所あり、その維持管理につきましては、市内の造園会社や建設会社、シルバー人材センター、地元維持管理組合などへ委託し、清掃や草刈り、樹木管理などの対応を行っております。

樹木管理の主な内容につきましては、巡回や剪定、雪囲いなどであり、巡回につきましては月1回実施し、枝折れや枯れ枝を発見した場合には可能な範囲で撤去するよう、委託仕様書に定めているほか、強風や台風が過ぎた後にもその都度巡回するよう指示しているところであります。また、巡回の結果、枝折れや枯れ枝が高所となる場合や伐採の必要性がある場合につきましては、注意喚起や立入禁止処置を行った上で、維持管理とは別に委託業務を発注し、剪定や伐採などの対応を行っております。

なお、定期的に1か月に1回のペースで職員によるパトロールも実施しており、異常を確認した場合には、枯れ枝の撤去などを行っている状況です。

次に、（2）剪定・伐採の基準はとの御質問であります、樹木の剪定や伐採の判断基準につきましては、マニュアルなどの明確な基準は設けておらず、樹木医からなどの意見を伺うことも基本的にはしていないところでございます。

剪定や伐採の実施に当たっては、担当職員では判断できない場合もあるため、委託業者との協議により実施しているところでありますが、剪定の判断目安といたしましては、枯れ枝を発見した場合や、枝が隣地の境界線を越え支障になっている場合としており、伐採については、樹木の枯れ具合や腐朽状況により、倒木の危険性が高いなど、総合的に判断し伐採をしているところであります。

樹木医の活用事例といたしましては、米沢市景観重要樹木である「萬歳の松」や、花と樹木にお

おわれたまちづくり事業で認定されたシンボルツリーについて、今後の保存方法などについて樹木医から御教授をいただいているところであります。

次に、（3）景観・環境との関わりをどのように考えるかとの御質問であります、公園の修景施設となる樹木につきましては、緑による安らぎや癒やしの効果があり、緑陰の提供や良好な景観を形成する役割を担っているところであります。

本市が管理する公園の樹木については、植栽から30年以上経過したものが多く、大木化が進んでいる状況であります。

このことから、今後の樹木管理につきましては、その公園に合った樹木の適正管理を行うとともに、周辺環境や景観に配慮した伐採や剪定を進めてまいりたいと考えております。なお、特に伐採などを行う場合は、関係機関や地域住民への聞き取りや調整を行うなど、一定の理解を得た上で進めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 玉橋選挙管理委員会委員長。

〔玉橋博幸選挙管理委員会委員長登壇〕

○玉橋博幸選挙管理委員会委員長 私から、3の開票作業の迅速化についてお答えいたします。

初めに、（1）の機器を導入した効果はについてお答えいたします。

本市では、公正、正確性を第一に開票事務を遂行しており、正確な集計を重視しております。また、開票作業全体の精度や迅速性については、さらに改善を図る余地があると認識しているところです。

県内の開票確定につきましては、本市に加え、山形市、酒田市、鶴岡市の4市が開票作業に時間を要しているというのが現状です。

御指摘の投票用紙分類機については、令和4年7月の参議院議員通常選挙から導入し、その効果を実感しております。具体的には、導入前後を比較すると、開票から分類までの作業が約20分短縮

され、開票作業の効率化に寄与しております。また、開票作業に従事する職員数も、分類機導入前である令和3年10月の衆議院議員総選挙時には228人でしたが、導入後の今回の令和6年10月の衆議院議員総選挙時には173人となっており、人件費の削減や職員の負担軽減につながっております。

開票作業全体の精度や迅速性の向上については引き続き検討を進め、さらなる改善を図ってまいります。

次に、（2）投票所を閉じる時刻を繰り上げたがその効果はについてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、投票所の閉鎖時刻を1時間繰り上げることで、開票開始時刻が1時間早くなり、結果として開票確定時刻も早まる 것을想定しておりました。

繰上げ後に執行しました選挙の実績としましては、令和5年11月の米沢市長選挙では、開票確定時刻を1時間早めることができました。しかしながら、今回の衆議院議員総選挙では想定どおり早めることができませんでした。

このたびの衆議院議員総選挙は、解散から投票日までの期間が戦後では最短となり、大変に急な対応を求められました。このため、投票所や開票所の確保、投票管理者や立会人の選定など、外部との調整に非常に多くの時間を費やすことになりました。さらに、内部の調整や各種マニュアルの作成も急遽行われることとなり、その影響が大きく出る結果となりました。

特に、開票作業につきましては、経験のある職員を十分に確保できなかつたため、通常よりも時間を要する結果となりました。疑問票を人手により確認する際に一部誤りが生じ、その再確認に時間を要しました。さらに、今回の開票場所がいつもの米沢市営体育館と異なり多目的屋内運動場であったため、不慣れな環境が影響し、作業が遅れる一因ともなりました。

これらの要因により、前回の衆議院議員総選挙

と比較して、小選挙区の開票確定まで約1時間、比例代表では約40分の時間を要する結果となりました。

今後は、開票作業に要する時間や従事する職員数等の効率化の問題を考慮しながら対策を講じ、開票作業の効率化を図るための準備を進めてまいります。

次に、（3）作業のマニュアル化はできているかについてお答えいたします。

作業マニュアルに関して、本市では、選挙ごとかつ係ごとに開票事務の内容を記載した開票事務の手引を作成しております。この手引を従事者が事前に読み込み、業務内容を把握することに努めています。また、各係間で事前打合せを行い、円滑な開票事務ができるよう取り組んでおります。

しかしながら、実際の開票作業では想定外の出来事が起き、現場での判断を求められる事案も多々あるため、予定どおりに進行しないことがあります。

職員の多くは朝7時からの投票事務に続いて開票事務にも従事しており、議員お述べのとおり、職員の負担を軽減することも大変重要だと認識しております。また、開票立会人の皆様にも、円滑な開票のため、御協力をいただいております。

今後も、正確かつ迅速な開票作業を目指して検討を進め、市民の皆様に信頼していただける選挙運営を続けていきたいと考えております。

私からは以上になります。

○相田克平議長 佐藤弘司議員。

○20番（佐藤弘司議員） 御答弁ありがとうございます。

それでは、順番どおりに再質問をしてまいりますが、まず、がん教育の件ですけれども、令和元年に策定した米沢市健康長寿のまちづくり推進条例に基づいて、令和5年から令和17年までの12年間、米沢市健康長寿日本一推進プランということで取り組んでいるわけでして、また、国として

も、健康日本21の第三次に、誰一人取り残さない健康づくりということを推進しているところであります。

この理念からすると、米沢市も健康長寿日本一を目指すということであれば、やはり市民一丸となって意識していかないと、なかなか達成というか、どこが達成だか分かりません。これは永遠に健康長寿を目指していくということで、どこでゴールラインということはないという活動だとは認識しておりますけれども、そういう意味では市民一丸で意識しないと、達成という部分ではできないということで、ちょっと1点お聞きします。

先ほど答弁にもありました、健康長寿日本一推進プランの本冊では、13ページでしたか、1ページにわたってがんに関する検診と精密検査の受診率の推移のグラフがありますが、あれはあくまでも国保加入者の市民全体としては約2割弱ぐらいの人数のデータでしたでしょうか。確認させてください。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 先ほど申し上げましたように、住民健診の部分での数字となっております。

○相田克平議長 佐藤弘司議員。

○20番（佐藤弘司議員） そうすると、答弁の中にもあった職域、いわゆる企業の健康保険組合等々の人は含まれていないわけですよね。

ただ、前にも言ったようにこれは非常に難しい課題で、それを把握するにはどうしたらいいでしょうか。逆にお聞きしたいのですが、何かお知恵とか、今後の予定とかございますか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 先ほど壇上でも申し上げましたように、非常に正確な数字を把握するというのは難しい状況ではありますけれども、プランの中間見直しにおいて、アンケートの中でがんに関する検診を受けたかどうかなども含めまして調査をさせていただき、割合にはなりますけれ

ども、全体的な受診率というところを把握ていきたいと考えているところです。

○相田克平議長 佐藤弘司議員。

○20番（佐藤弘司議員） 小項目3番目の問い合わせ通じますが、やはりしつこくという表現がいいのでしょうか、地道にもう検診のアピールとか、あと早期発見の重要性とかを、あらゆるツールとか場面を使って周知していくほかないとも思っておりますし、最初の答弁のほうにあった、様々な機会を捉えて出前講座とかやっていらっしゃることは評価いたしますけれども、人数的にも15名から30名とか、そういう活動も非常に大事だと思いますので、これからもやっていく予定だと思いますが、その方向性をお聞かせいただきたいと思います。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 こちらの出前講座ですか健康教室などでも実施していることを先ほども説明をさせていただきましたけれども、やはりまだがんに特化してというところはなかなかないところですので、そういう部門も専門的に、こういう部門の、こちらからセールスするわけではありませんけれども、こういうことでの講座などいかがですかなども含めまして、今後そのやり方などもちょっと検討させていただければと考えております。

○相田克平議長 佐藤弘司議員。

○20番（佐藤弘司議員） 1点、そういう企業の関係の方々には産業部との連携という言葉もちょっとあったのですが、実際は大変難しいと思います。思いますが、今後の進め方として、例えばどういう方向性とかあれば、お知らせいただきたいと思います。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 壇上でも申し上げましたけれども、産業部との連携というのは非常に重要なこと、また、米沢商工会議所など、御協力いただけるところにお話をさせていただ

くことから始まると思っておりますので、そちらとも連携を図っていきたいと考えております。

○相田克平議長 佐藤弘司議員。

○20番（佐藤弘司議員） ありがとうございました。

ただただ啓発しかないとは思います。思いますが、地道に我々も含めて市民の皆さんに訴えていかなければと思っているところでございます。

この部分について、最後に市長にお尋ねいたしますけれども、市長は昨年就任されましたので、この健康長寿日本一推進プランは前任の市長からの引継ぎがなされているものという認識でお尋ねしますけれども、やはりこの市民が健康であるという部分は、これから人口減少を迎えて、また、人材の不足、働き手不足の中、市民が健康で活躍してもらうというのは非常に大事で、いわゆる米沢市の財産だと私は思いますので、その部分も含めながら、改めて市長のこの市民の健康に対する御見識などを伺いたいと思います。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 御質問ありがとうございます。

健康長寿日本一への考え方ですが、その前提として、私の持論なのでありますけれども、市長が交代するということはこれあるわけがありますが、しかしその政策の中身については、これは私の考え方ほかに正しいことがあるかも知れませんが、少なくとも7割ないしは8割は引き継ぐものであると、継続するものであるというのが私の考え方であります。

なぜならば、やはりその行政というのは、継続というのが非常に大事だからであります。トップが替わったからと全部ガラガラポンというのは、市民の方々も混乱するし、決してよいことはないと思っております。

中川前市長と私とでは、恐らくですけども、その仕事の仕方はもしかしたらちょっとスタイルは違うのかもしれません、やはり中川前市長が打ち上げられたよい政策はよいわけですから、さ

らに前に進めていくということが、そのたすきというか、バトンを引き継いだ者の役割だと思っているところでございます。

その上で、健康長寿というのはまさにその中心だと思うわけでありますが、この健康長寿日本一を目指すに当たっては、先ほど健康福祉部長から御説明がありましたがん対策をはじめ、生活習慣病の予防であるとか、またさらに早期の発見、早期治療の推進というのは非常に重要だと思っておるわけであります。

先ほども佐藤議員からお話をございましたけれども、健診など様々な啓発・啓蒙活動というのが大事であると同時に、市民の皆様には、やはり自分の健康は自分で守るのだという意識もぜひ持つていただきたいと。そのために、意識を高めるために我々は何ができるかということかと思います。

やはり病院に何度も何度も通うということで入院するよりは、健康で明るく元気に過ごすことが社会にとってまさに幸福度の高い社会であると言えるわけでありますから、できる限り病気にならない生き方、その体制というのは極めて重要なと思っています。

また、本市は現在、米沢市地域医療を守り育てる条例の制定作業も進めております。この点につきましても、市民お一人お一人の健康長寿に向けた取組を充実すること、さらには地域医療機関や医療従事者の方々の負担の軽減をして、持続可能な地域医療を確保することにつながると思います。

今後も、市民の皆様、事業者、地域団体、健康づくり関係者の皆様と一緒にになって、御協力と御理解を得ながら、この健康長寿日本一の重要な政策をより一層続けていく必要があると思っております。

○相田克平議長 佐藤弘司議員。

○20番（佐藤弘司議員） ありがとうございました。

しかと市長の意向を確認させていただきました。これは、市、我々も含めて一丸となって取り組むべきだということで、認識を一にしたということでございます。

次に、樹木の倒木の件についてお伺いいたします。

先ほど建設部長から定期的な点検をやっていると。それしかないとは思うのですけれども、その中で特にマニュアルとか基準とかはなかなか性格上難しいとは思いますが、一応倒木の前兆として、空洞ですか、あと傾き、搖れ、枯れ枝、あとキノコが生えるという話があるのですけれども、ベッコウタケとかというキノコらしいのですが、それが中で例えばシロアリが食っている兆候だとかいろいろなことが出てきますけれども、その部分はやはり点検項目には入っていらっしゃいますか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 先ほど点検項目につきましては代表的な部分を申し上げましたが、佐藤議員がおっしゃったように、キノコが生えるであったり、傾き、そういったところも変化を捉えながら点検をしている状況でございます。

○相田克平議長 佐藤弘司議員。

○20番（佐藤弘司議員） 非常に外観だけでは専門家も難しいということのようですので、ちょっと横道にそれますけれども、議長の許可を得て資料の表示をお願いしたいと思います。

この気の毒な桜の木ですけれども、これ実は我が家家の桜の木です。昨日の朝撮ったやつですけれども、これは何でこういうことになったかというと、犯人は私なのですが、除草のために除草剤をまいてあるのです、雑草対策として。そうしたら、ターゲットであるドクダミとかスギナはびくともしない。元気で、本体の桜が枯れてしまったという状況です。

樹木医に診断してもらったのです、これ。そうしたら、枯れているという判断だったので、私の

家はちょうど県道に面しております、散歩をする方も結構通りますので、事故に遭ったら大変だということで、真ん中の太い部分残してほぼ枝を落として、あと最後にしばらくしてから本体も切って片づけようかという状況がありました。数年前から。

そうしている間に、去年あたりから御覧のように胴吹きしまして、どんどん新しい枝が出て、今年の春先に花が咲いたという状況で、いわゆるその樹木医の判断がおかしいとかと言っているのではなくて、とにかくその専門家もその木の枝の判断というのは難しいということを言いたかったわけです。

そういう部分で、枯らしたことにはかなり家族にも私言わましたが、今年花が咲いたのでちょっとは慰めになったという感じはしますけれども、そういうことで、やはりほかにも、例えば佐賀県でも虹の松原という名所で、走行中の車に枝が落ちてしまって助手席の子供さんが死亡したという事故とか、あと国の調査では、去年だけで5,200本倒木があったということで、これはやはり国を挙げて、市を挙げて対策を立てなければならないと思いますし、また、どうすればいいか、本当に結論の出ない難しい問題であると思いまして、今後、別の議員の皆さんからもいろいろな御意見を聞いて質問なりをしていただきながら、市全体で解決をしていかなければならぬと思っています。

一つ例を挙げれば、杜の都仙台の有名なケヤキ並木も、15年前の大規模な倒木事故を契機に、調査カルテをつくるとか、造園職等の技術職の設置、また、データベース化したと、4万8,000本ですか。これはちょっと米沢の場合は現実的ではないという気はいたしますので、データベースで管理するというよりも、建設部長がおっしゃるように、常に使っていらっしゃる方の協力を得ながら、まめに点検していくほかないと思っておりますけれども、この辺の今後の計画というか、この部分

も、同じような回答になると思いますが、もう一度御答弁願いたいと思います。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 一番は、やはり樹木の変化に気づいていくということが非常に大事と思っております。そういった中で、やはり日常点検、目視点検などを繰り返し、繰り返し行うということが大事だろうと思っております。

そういった中で、職員であったり、一業者だけで気づかない部分も出てきますので、先ほど佐藤議員からあったとおり、やはり定期的に利用されている団体の皆さんにも、樹木に変化があった場合には連絡をいただくとか、そういった協力もいただけないかということも考えてまいりたいと思っております。

○相田克平議長 佐藤弘司議員。

○20番(佐藤弘司議員) よろしくお願ひします。

それでは、最後、選管の件であります。

先ほど委員長の答弁にあったように、選挙というのはその都度、場所も違えば、開票の場所もたまに違ってきますし、あとその状況も違うというのはよく理解しておりますので、今後とも、まず職員の負担も減らす等々の考慮もしながら、本当に夜の作業で皆さん大変ではありますけれども、円滑な開票作業に頑張っていただきたいことを希望して、終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○相田克平議長 以上で20番佐藤弘司議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

~~~~~

午前11時05分 開議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、ものづくりのまち米沢におけるまちづくり政策の展望について、16番遠藤隆一議員。

〔16番遠藤隆一議員登壇〕（拍手）

○16番(遠藤隆一議員) おはようございます。

米沢爽風会、遠藤隆一でございます。

まず、本日はお忙しい中、傍聴に足をお運びいただきまして、ありがとうございます。また、ユーチューブ等で御覧いただいている方々にも併せて御礼申し上げます。

それでは、早速一般質問に移らせていただきますが、今回は、大項目1件、うち小項目4件について質問をさせていただきます。

大項目、ものづくりのまち米沢における政策の展望について。

小項目1、まちづくり総合計画による成果と課題、展望は。

小項目2、中心市街地に求めるもの、思い描くビジョンは。

小項目3、新商工会議所会館建設に向けて。

小項目4、公民連携による中心市街地のリノベーション推進をでございます。

現在、米沢市では、都市構造再編集中支援事業として、令和6年、今年7月には、市道門東町三丁目中央一丁目線の平和通りの一方通行が解除されました。これは、私たち市街地に住む人間の念願でもございました。

また、あわせて、現在平和通りから上杉神社につながるルート、西條天満公園西側の市道門東町三丁目南部小西線のバリアフリー化が進められており、駅から中心市街地、そして上杉の歴史文化エリアをつなぐ周遊ルートが整えられております。

そして、いよいよ来年、令和7年には、本市商工業・産業振興の拠点となる商工会議所会館の建設及び産業振興センターの計画が進む、そうした今こそ、中心市街地の明確な構想、ビジョンを描き、市民皆様に示すべきだと思います。

本市の都市計画は、最上位計画である米沢市ま

ちづくり総合計画及び米沢市都市計画マスター プランに基づき決定されております。また、ものづくりに関わる米沢市工業振興計画も、米沢市まちづくり総合計画を最上位計画として、米沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略における基本目標に基づき、具体的な施策を展開するための指針として位置づけられております。

そこで、このたびの一般質問では、個別の具体的な質問に入る前に、本市におけるまちづくりの根幹をなすまちづくり総合計画の進捗と成果について近藤市長の御見解を伺い、その上で、今後、中心市街地がものづくりのまち米沢の産業振興を担う拠点として息を吹き返し、そうした役割を担うまちとなり得るのか、その展望、また、施策についてお伺いしたいと思います。

1、まちづくり総合計画による成果と課題、展望は。

現在のまちづくり総合計画は平成28年に始まり、令和3年からは後期基本計画に移行し、来年、令和7年にはいよいよ最終年度を迎えます。

そこで、基本計画に掲げる施策の中から、後期重点事業に掲げた12の事業のうち、特に中心市街地のまちづくりに関わりの深い3項目に絞って、ここまで総括評価と見えてきた課題、次期総合計画の策定に向けたより具体的な展望をお伺いしたいと思います。

1つ目、移住・定住・交流の促進です。

空き家を活用した住居取得、テレワークや市内企業とのマッチングによるコミュニティ形成等、きめ細やかな移住支援を行うというものです。

2つ目、地域経済を支える中小企業の振興。

米沢市中小企業振興アクションプランに基づき、関係団体等と連携しながら、中小企業者の経営基盤の強化、経営革新の支援、ビジネスチャンスの機会創出等を促進するというものです。

3点目、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの推進です。

米沢市立地適正化計画に基づき、居住や都市機

能を計画的に誘導するとともに、市街地の空き地や空き家、空き店舗等を有効活用した町なか居住の促進を図るというものです。

この3件について、お答えください。

続いて、小項目の2、中心市街地に求めるもの、思い描くビジョンについてです。

小項目の1を踏まえて、本市が中心市街地に求める機能、中心市街地が担うべき役割をどのようにお考えなのか、まちづくりの構想をお聞かせ願います。

また、この後小項目3で具体的にお尋ねしますが、商工会議所が中心市街地の平和通りに建設されることで、中心市街地及び本市のまちづくりにどのような影響をもたらし、どのような役割を果たすものと期待されておりますでしょうか。また、その期待を今後どのような形で本市行政に反映させていくお考えがあるのか、併せてお聞かせください。

小項目3、新商工会議所会館の建設に向けて。

当会議所の発表によれば、今年9月には基本計画案が示されており、令和6年度末を目標に基本設計の発注まで済ませたいとのことであります。

本件については、今年令和6年の3月の定例会において、私から、産学官の連携の拠点となる産業振興センターの建設が必要と考えるがどうかとお尋ねをして、それに対して、整備予定の米沢商工会議所内に計画する（仮称）地域産業振興センターがその役割を担えると考えます。本市の産業振興や地域活性化の観点から、当センターの整備に対し、どのような支援策が可能かを検討していきますとの御答弁をいただいております。

そこでお尋ねします。商工会議所新会館建設の基本計画を受けて、本市の関わり方について、（仮称）地域産業振興センター含めてどのような計画をお持ちか、また、どのような支援策を検討されているのか、できる限り具体的に御説明をいただきたいと思います。また、それによって期待される効果、展望についても重ねてお聞かせください。

続いて、中心市街地にぎわいを創出する観点から、また、産業振興の拠点としても、ナセBAと市民文化会館、そして今予定されている商工会議所会館のエリアをハード・ソフトの両面から一体的に捉え、より相乗的な効果を追求することが極めて重要と捉えております。そこで、具体的なコンセプト、計画があれば、具体的にお伺いをしたいと思います。

また、中でも市民文化会館に至っては、個別施設設計画において、令和10年から11年を検討期間としますとありますが、これはあまりに遅過ぎると捉えております。本会館は、昭和43年に建設された会館で、今年57年目を迎える耐用年数47年を大きく超えております。また、老朽化ばかりでなく、用途についても市民のニーズ、また、若者のニーズとはかけ離れており、その見直し、用途変更も考え、建て直しも含めてそのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

小項目4、公民連携による中心市街地のリノベーション推進を。

この市街地再生の機運を逃すことなく、本市は人材、原資含めて全てを充てるべきと考えております。どのようなまちにしたいのか、明確なコンセプトの上に、空き家等の利活用に向けた募集とマッチング、誘致活動、都市機能の集約、また、そのプロモーションを、他自治体の成功事例、また国策等に鑑みて、公民一体となって推進すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、演壇からの質問を終えさせていただきます。

○相田克平議長 近藤市長。

〔近藤洋介市長登壇〕

○近藤洋介市長 遠藤隆一議員にお答えいたします。

初めに、小項目1のまちづくり総合計画による成果と課題、展望はについて、総括してお答えいたします。

御質問のあった個別事項につきましては、担当部長がお答えをいたします。

現在のまちづくり総合計画後期基本計画では、人口減少社会への対応を最重要課題として掲げ、人口減少の進行をできる限り緩やかにするとともに、人口減少や少子高齢化が進んでも、市民の誰もが暮らしやすく持続可能な社会を実現するため、12の重点事業を分野横断的に進めてまいりました。

重点事業の主な成果を幾つか申し上げますと、地域医療に関しましては、全国初となる官民合築の病院として市立病院と三友堂病院が昨年11月に同時開院し、両病院が機能分化、医療連携を行なながら、地域医療構想の実現に向け取り組む体制が構築されました。

また、子育て支援に関しましては、長年子育て世代からの御要望が多かった屋内遊戯施設くてもが昨年10月にオープンし、天候にかかわらず、親子が集い、遊べる環境が整備されました。

また、小中学校の統廃合を着実に推進し、教育水準の維持・向上に努めてまいりました。

一方で、令和2年度から3年余りは、新型コロナウイルス感染症の対応に注力せざるを得ない状況でもありました。特に令和2年度は、市内でも感染が拡大していく中、感染者への対応をはじめ、感染防止の取組、市内の経済対策など、これまで経験がない状況の下、手探りの中で様々な対策を実施したところであります。米沢に限らず、日本全体がコロナ対策、すなわち危機管理に明け暮れたのが実態であります。

コロナ禍の対応に全力を挙げたことにより、後期基本計画における施策は、全体として思うように進捗できなかつたと分析をしております。このため、人口減少への歯止めはかかっていない状況にあります。

事実、後期基本計画の令和7年度の想定人口としては7万8,000人余りを見込んでおりましたが、今年11月の人口推計は7万6,000人余りと既に下回っております。令和5年度の出生数は358人と、人口減少が始まつてから初めて400人を割り込み

ました。婚姻数も減っており、本市の出生数は今後も過去最低を更新し続ける見通しであります。

こうしたことから、現在策定を進めている令和8年度からの新たな総合計画では、これまで以上にスピード感を持って人口減少対策が重要な課題となります。同時に、人口減少をある程度前提にしたまちづくりも求められています。

攻めと守り、言わば撤退戦をしながら活気を取り戻し、将来の稼ぐ力をつける両面作戦が求められております。大変厳しい時代であります。正月の箱根大学駅伝に例えるならば、これからは山登りの5区かと思っております。勝負が決まる区間、こういうことであります。

しかし、危機はチャンスでもあります。「子育て・教育の米沢」、「稼ぐ力があり市民の所得が増える米沢」、「誰もが暮らしやすい米沢」の3つの柱を据えて、それらが良好な循環を形成する「好循環の米沢」をつくってまいります。

議員が特に御質問されておったまちづくりであります。後ほど担当部長から御答弁させていただきますが、中心市街地のみならず、駅前、そして上杉神社周辺の3点も含めた総合的なまちづくりを進めてまいりたいと思っておるところであります。

職員の皆さん、さらには議員、議会をはじめ、市民の皆様、企業、大学、多くの方々の英知を集め、力を合わせ、市民一人一人が幸せを感じながら暮らせるまちづくりを進めてまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

〔遠藤直樹企画調整部長登壇〕

○遠藤直樹企画調整部長 私からは、小項目1のまちづくり総合計画による成果と課題、展望はのうち、後期重点事業となっている移住・定住・交流の促進について、実績等をお答えいたします。

まず、空き家を活用した住宅取得に関しましては、空き家を利活用する際の改修費用に補助金制度を設けておりますが、移住者の方に対しては最

大の補助金額と補助率を高く設定するとともに、移住・定住を促すため、立地適正化計画における居住誘導区域内にある空き家を改修する場合には、さらに加算措置を設けました。

この補助制度を利用した移住者の実績としては、令和3年度から令和5年度の3年間で、県外からの移住件数が6件、県内市町村からの移住件数が2件、合計8件ございました。

次に、テレワークや市内企業とのマッチングによる就業確保につきましては、国や県と連携して実施している移住者支援金制度において、令和3年度からテレワーク要件が追加され、令和4年度と5年度に各1件、本年度は今月末までに3件のテレワーク要件に基づく実績がございます。

また、本市が米沢商工会議所との連携により実施している米沢市人材確保定着促進事業においては、都内で開催される移住・交流フェアなどのイベントで本市の魅力をPRすることで、U I Jターンの促進を図ってきたところであります。

次に、移住者交流イベント等によるコミュニティ形成につきましては、令和5年度から移住者同士が交流できるイベントとして「なんじょや会」を開催しており、これまで合計6回、延べ66人の移住者が参加されました。なんじょや会は、地元の方を講師にしたイベントに移住者が参加するもので、参加者全員で身近な生活に関する情報交換や様々な体験等を行うため、生活への不安を軽減する場となり、さらには移住者同士の交流の場となることで、移住後の新たなコミュニティーも形成されており、その後の移住生活にも活力が生まれ、定住定着にもつながっております。

そのほかにも移住全体の取組として、移住ポータルサイト「米沢住」を使い、移住先をお探しの方などに本市のことが伝わるよう工夫して情報発信しているほか、移住相談者には地域振興課が総合的な窓口となり、住まいや仕事、生活などの相談を関係課等につないでおります。また、本市の暮らしを体験できるお試し暮らし体験事業で

は、一人一人のニーズに合わせたプログラムで体験いただくななど、きめ細かな対応を行っております。

今後もこれらの取組を継続し、移住・定住の促進を図ってまいります。

私からは以上であります。

○相田克平議長 安部産業部長。

〔安部晃市産業部長登壇〕

○安部晃市産業部長 私からは、（1）まちづくり総合計画による成果と課題、展望はのうち、地域経済を支える中小企業の振興についてと、（2）の中心市街地に求めるもの、思い描くビジョンはのうち、新商工会議所会館に期待すること、そして（3）新商工会議所会館建設に向けてについて、お答えをいたします。

初めに、（1）の地域経済を支える中小企業の振興についてですが、主な取組として、既存商工業の経営支援をはじめ、地域特性を生かした工業の振興及び企業立地の促進と新産業の創出などについて、各種施策を展開してきたところです。

現在までのそれぞれの取組について申し上げますと、既存商工業の経営支援については、本市独自の補助金であります商工業地域活性化支援事業費補助金といった支援制度の活用促進や、商工会議所経営指導員との連携による中小企業者の経営基盤強化、販路開拓支援事業員によるビジネスチャンスの機会創出及びよねざわ創業塾による創業希望者育成などの取組を実行し、一定の成果を上げてきております。

しかし、近年、市内事業所では、人手不足や後継者不足などの理由から廃業される事業所が増加傾向にあることから、持続可能なものづくり産業の実現に向け、経営基盤の強化に加え、事業承継に向けた取組の推進がますます重要になるものと捉えています。

次に、地域特性を生かした工業の振興については、本市の基幹産業であるものづくり産業の高付加価値化に向けた取組として、本市の産学連携コ

ーディネート事業による山形大学工学部の研究シーズと市内企業のニーズのマッチングの推進に加え、山形大学産業研究所の研究成果の事業化・技術移転を積極的に進めておりますが、今後もさらなる市内企業のニーズの掘り起こしやマッチングが重要ななるものと捉えています。

加えて、市内企業におきましては、地域内外企業との連携強化やデジタル化・DX化の促進が求められており、より付加価値の高い事業体への転換を図っていくことが重要になるものと考えているところです。

次に、企業立地の促進と新産業の創出については、近年、市内への企業立地が進んできたことから、多種多様な産業の創出が図られてきています。本市の強みである山形大学工学部をはじめとした高等教育機関との連携を図りながら、卒業生や大学院修了生などの求職ニーズにも応えられるような研究開発型産業の誘致に加え、若者や女性が活躍できる企業の立地が重要なものと考えています。

以上、取組の一例を申し上げましたが、本市が産業のまちとして持続的に発展していくためには、先ほど申し上げましたとおり、地域経済を支える多くの中小企業が抱える課題に対して的確に対応できる政策が必要でありますので、次期まちづくり総合計画の策定作業の中で、広く市内の事業者の意見をお聞きするとともに、地域の関係機関や各種団体などとも協議しながら、対応策などを検討してまいります。

次に、（2）の新商工会議所会館に期待することについてお答えをいたします。

米沢商工会議所新会館並びにその中に整備される（仮称）地域産業振興センターは、その基本コンセプトを「人と人をつなぎ、まじわり、はぐくみ、産業と街を興す中核拠点」と位置づけ、市内中小企業への支援のみならず、広く市民に開放し、産業人や産学官の交流を促し、町なかへ「ヒト・モノ・カネ・情報」といった経営資源を集積する

こととしております。

加えて、学生や若者をはじめとした様々な世代が交流できるにぎわい拠点としての役割も担う予定でありますので、市街地中心部へ文化施設と産業施設を集中させることによる相乗効果や都市機能の集積による魅力向上など、本事業が中心市街地活性化の呼び水になることを大いに期待しているところです。

さらに、本施設では、ワンストップ型経営支援をはじめ、ものづくり振興や人材の育成、創業支援など、本市の様々な産業政策の実践の場としての活用も予定しておりますので、市としましても、施設の機能を十分に生かす取組を展開していくだけるよう支援していきたいと考えています。

次に、（3）新商工会議所会館建設に向けてについてでありますと、米沢商工会議所が作成いたしました新会館建設計画の基本計画素案によりますと、最終決定ではありませんが、現段階での新会館建設に向けたスケジュールは、今年中に基本計画を策定し、令和7年6月までに実施設計を完了させ、同年9月から新築工事に着手をし、令和8年8月完成、翌9月の新会館開業予定となっているところです。

また、建設に係る総事業費につきましては、現会館の解体工事費を含めますと、総額8億1,000万円程度を見込んでいるとのことであります。

今年1月には、米沢商工会議所会頭から市長に対し、新会館建設及び（仮称）地域産業振興センター建設に係る財政支援を求める要望書が提出されました。

その中では、新会館建設に係る本市の費用負担につきまして、1億2,000万円程度の支援を要望されておりますが、（仮称）地域産業振興センターを含む公共的な機能に係る部分に対し、どのような財政支援が可能か、今後進められる設計内容や機能をお聞きしながら負担割合も含めて検討する必要がありますので、引き続き進捗状況を確認しながら進めてまいります。

次に、商工会議所新会館の効果及び展望についてですが、先ほど申し上げましたとおり、本施設は、市内中小企業への支援のみならず、広く市民に開放し、産業人、産学官の交流を促し、町なかへ「ヒト・モノ・カネ・情報」といった経営資源を集積するとともに、学生や若者をはじめとした様々な世代が交流できるにぎわい拠点としての役割を担う予定であります。

本施設が果たす役割は非常に大きいと考えております、様々な波及効果が発揮されることも期待しているところです。

次に、ナセBAとの相乗効果が表れるような連携につきましては、商工会議所の構想におきまして、商工会議所新会館とナセBA、西條天満公園及び東條ふれあいプラザを結ぶ米沢市中心部を「なせばなるエリア」と位置づけ、まちをつなぐ人の流れの中核エリアとしての機能を持たせることとしております。

具体的な連携内容としては今後詰めていくことになりますが、中心市街地活性化事業として実施している商店街イベントや、わっさまるしえなどの各種ソフト事業のほか、ナセBAや市民文化会館などの文化施設で開催される各種イベントなどをエリア全体で相互連携しながら展開することにより、さらに人流を増やし回遊性を高め、町なかのにぎわい創出につながることを期待しているところです。

私からは以上です。

○相田克平議長 吉田建設部長。

〔吉田晋平建設部長登壇〕

○吉田晋平建設部長 私からは、（1）まちづくり総合計画における成果と課題、展望はの質問のうち、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの推進に関する部分について、お答えいたします。

コンパクトなまちづくりの推進に関しましては、まちづくり総合計画の前期計画の段階から、市街地形成の基本的な方針として基本構想の中に加

えられており、前期及び後期基本計画における継続的な取組として位置づけされてきました。

計画期間内の具体的な取組といたしましては、特に令和2年に策定いたしました立地適正化計画がございます。この計画の中で、都市機能や居住誘導を行うべき区域及び誘導施設を明確化するとともに、都市再生の方針を示した上で、具体的な取組を明確化したことは、まちづくりの大きな方向性を示すものであったと認識しております。

また、立地適正化計画に基づき、誘導施設や道路の整備等、国の都市構造再編集中支援事業を活用し、様々な事業を実施してきたところでありますが、これらの取組の成果につきましては、現在、立地適正化計画の見直しの中で、都市再生協議会により評価を行っていただいておりますが、現時点で具体的にお示しできる内容まで至っていないところであります。

今後の展望でありますが、これまで公共施設の整備等、言わば第1段階の取組を行ってきたところでありますが、今後は、市街地形成の基盤となる道路等の整備を継続しつつ、民間施設等の立地誘因を第2段階の取組として、具体的な方策などを検討してまいりたいと考えております。

次に、(2)の中心市街地に求めるもの、思い描くビジョンはについてであります、これまでの取組として、公共施設の整備を先行することでエリア全体の価値向上を目指すとともに、これを起点として、民間施設の誘因につなげていくという考え方の下、ナセBAや西條天満公園のほか、交通ネットワークの利便性向上を目的とした周辺の道路整備等を実施してまいりました。

引き続き市街地の基盤となる公共インフラの整備を継続しつつ、ナセBAや新商工会議所、学生をはじめとする幅広い多種多様な人々が集まり交流する拠点となるイメージビジョンの下、民間支援などの取組も含め、新たな価値創造につながるようなまちづくりを推進してまいります。

続きまして、(4)公民連携による中心市街地のリノベーション推進をについてお答えいたします。

市街地の中心部における空き店舗の解消に向けたリノベーション等による利活用につきましては、その可能性について、これまで検討を進めてきたところでありますが、具体的な取組として、事業者がテナントで開業する際の設備改修に対する支援などについては、現在も継続して実施しているところであります。

なお、リノベーションによって空き店舗などの利活用を図っていくためには、大家とのマッチングや、経営に関するアドバイス、リノベーションに関するノウハウなどの伝授等が必要と捉えておりますが、それらの取組については、民間ベースで進めていただいたほうが効果的ではないかと考えているところであります。

この点、先進地における家守舎やランドバンクなどの取組事例に共通しているのは、リノベーションや経営等に関する専門的な知見を持った民間プレーヤーの存在が大きく関与しているところであります。先進自治体と本市における地域の違いはあるとは思いますが、先進地と同様、本市においても民間プレーヤーの存在は必要不可欠であると考えているところであります。

なお、本市といたしましては、空き店舗などの未利用床が多く存在することは課題であると認識してございますので、先進地等の事例を参考として、リノベーションも一つの選択肢として含めながら、市街地再生についてどのような取組ができるか、引き続き検討してまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 佐藤教育長。

〔佐藤 哲教育長登壇〕

○佐藤 哲教育長 私からは、小項目3、新商工会議所会館建設に向けてのうち、市民文化会館についての御質問にお答えいたします。

米沢市市民文化会館は、優れた芸術文化活動の

創造と発信、多様な芸術文化の鑑賞機会の提供、市民の芸術文化活動への支援などを役割とし、芸術文化の創造と振興の場として昭和44年に開館した施設です。

また、本市の中心市街地にある客席数約1,000席という大きなホールは利便性が高く、様々な催物に御利用いただきしております、利用の状況はコロナ禍において激減しましたが、新型コロナウイルス感染症による様々な制限が緩和されたことから、緩やかな回復傾向にあります。

施設に関しましては、平成26年度に耐震補強工事及び空調設備等の大規模改修を実施したもの、それ以降も経年劣化による施設の老朽化が進行し、設備の不具合が発生していることから、緊急性の高いものから修繕を行い、施設の長寿命化を図っております。

このような施設の状況もあり、多くの方々から施設の建て替えや改修などの要望をいただいているところです。

市民文化会館につきましては、米沢市公共施設等総合管理計画の方針に基づき令和3年度に策定した個別施設計画の中で、建設から60年を経過する令和10年度から施設の在り方を検討するとしており、個別施設計画策定から5年目を迎える令和7年度に計画の見直しを行うこととしております。

今後、その計画見直しに当たっては、本市の中心市街地活性化の一翼を担う芸術文化の基幹施設という役割を踏まえ、慎重に協議してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 遠藤隆一議員。

○16番（遠藤隆一議員） 皆様、丁寧な御答弁ありがとうございます。

まずはお答えいただいた内容をお伺いして、思いは同じだというところと、いろいろな施策を考えられていて、今後に大変期待が持てるものだという印象を受けました。

実は、ちょっと中心市街地等の背景を話しますと、私が生まれた昭和42年というのは興譲小が建設された年であり、市民文化会館が建設された年でもあります。また、児童生徒数が減少に転じた昭和57年というのは、私が中学校を卒業した年でもございます。

このような時代の変遷の中で私は中部地区に住まい、市街地の衰退も目にしながら育ってまいりました。

そうした中で質問させていただいていますが、今回、商工会議所の建設及び産業振興センターが設けられるというのは、米沢市においても非常に大切なことだと捉えております。その上でお伺いします。

1点ずつちょっとお伺いしていきますが、まず、産業部門においての産学官連携についてです。

過日、県の事務事業評価部会によって、県内企業による有機EL照明製品の量産化や有機エレクトロニクス関連製品の試作等を支援するものづくり産業新活力創出事業が、廃止又は大幅な見直しという分類をされております。それにおいては、共同研究や量産化・製品化といった具体的な成果が十分達成されていない、また、特定のシーズに限定されない仕組みを構築するなどの発展的な展開が必要だったのではないかといった意見が付されております。

これまで本市が進めていた産学官連携の中で、この事案をどのように捉えていらっしゃるのか。また、今回新たに産業振興センターが設けられる上で、さらなるものづくりをビジネスチャンスの機会創出につなげる後押しのできる産学官連携の強化、その体制づくりをこの機に改めてしっかりと考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 まず、山形大学工学部につきましては、世界的に見ましても、有機エレクトロニクス関連技術の集積というところが特質的な

大学だと考えております。

その上で、本市でこれまで山形大学と連携したことについて少し御紹介をさせていただきますと、まず具体的な市内企業との連携ですが、件数で申し上げますと、令和4年度が9件、令和5年度が2件の実績がございました。そのほかにも、今年に入りまして、有機材料の関連分野の一つになりますが、3Dゲルプリンターの開発に関しまして、市内企業を含む地域内の企業間ネットワークが、山形大学の研究者と連携することで事業化を目指した取組を進め、全国の展示会に試作品を出品し注目を集めなど、そういう取組は進められております。

市でも、引き続き、山形大学が保有する様々な研究シーズの市内企業への展開を促進していきたいと考えておりますので、今後も様々な分野で連携を深めていきたいと考えています。

○相田克平議長 遠藤隆一議員。

○16番(遠藤隆一議員) ありがとうございます。

続いて、9月には、置賜地区のものづくりの高付加価値化につなげようと、県と米沢市、山大工学部、米沢商工会議所の4者でイノベーション共創ミーティングが設立されました。

行政や会議所が橋渡しをして工学部と地元企業を結びつけることで、新たな事業の創出や高度人材の地域定着につなげるという目的を持たれております。

その中で、ワーキングチームで、4者が持つ既存の資産や事業をどう活用するかといった点を整理し、具体的な支援メニューの構築などを目指すとされております。また、あわせて、移転・新築計画がある同会議所新会館との連携を見据えるとされております。

その会議の中では、県産業労働部長が、「4者でしっかりと連携を図り、置賜の産業振興につなげたい」、また、山大工学部からは、「企業が求めるより具体的な人材像を把握したい」、また、商工会議所からは、「地元企業からの相談にワンス

トップで応じられるよう、県の工業技術センターや企業支援のコーディネーターなどにも新会館に入つてもらえるとありがたい」と要望を言及されております。

これについては、本市の重要事業要望書の県工業技術センター置賜試験場の移転・拡充にも関係するところがあるかと思うのですが、含めて、このワーキングチームでの話、この件について、今後どのようにお考えなのか、お聞かせください。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 イノベーション共創ミーティングにつきましては、その概要は今、遠藤議員に御説明いただいたとおりであります。

現在、このミーティングにおきましては、それぞれの各団体の担当部職員で組織しますワーキンググループを数回開催しております。

その中で地域のイノベーションを創出するための仕組みづくりを検討することにしていますが、現在、来年度から具体的にどういうことができるかということをまさに今、検討しているところでありますので、詳細が決まりましたら、それにつきましてはお知らせ申し上げたいと思っております。

○相田克平議長 遠藤隆一議員。

○16番(遠藤隆一議員) よろしくお願ひします。

そうしたこと、非常に重要なプロジェクトであると思います。その上で、やはりその支援としては、例えば集約都市形成支援事業であったり、都市構造再編集中支援事業、その他あらゆる財源を模索して、財政的に財源としてもバックアップしていただきたいと、その必要があると思っています。

その中で、これまで商工会議所との連携強化については、ものづくり振興協議会との各事業における連携も強化していただきたいですし、また、市の委託事業でもある人材確保定着促進事業については、これは先ほど産業部長の答弁にありましたとおり、非常に地域企業を支える人材不足を

担うところの大きな、大きな仕事でございます。これは本市として商工会議所に丸投げするわけではなくて、しっかりと連携していただきたい。そして、必要十分な予算を充てていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 先ほど申し上げましたとおり、地域の人材不足、あらゆる産業分野で大変深刻な問題として受け止めております。

そういう部分につきまして、これは一筋縄ではいかないと思っておりますけれども、やはり商工会議所とお話をしながらしっかりと考えていかなければならないと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○相田克平議長 遠藤隆一議員。

○16番(遠藤隆一議員) ありがとうございます。

続いて、先ほど建設部長から御答弁いただきました。これまで進めてきたところは1段階目のステップだと。今後は2段階目に進んでいくのだという御答弁をいただいて、私もまさしくそのとおりだと思っております。今後5年の米沢の発展を支えるための準備期間が、この5年だったのではないかと私は思っております。

そこで、例えば駅から中心、そこから上杉の歴史文化エリアへとつなぐバリアフリーロード、周遊ルートを整えました。これは私も大賛成であります、今後、この有効性、有用性を上げていくための取組というものをどのようにお考えでしょうか。

例えば、山形市では、日本一の観光案内所ということをうたって、山形駅から七日町中心市街地に周遊を促す、そういった基本構想が示されました。

また、併せてここで申し上げておきますと、米沢市においては、ウォーカブルなまち米沢市を訪ねて滞在できる、やはりこれまでのコンパクト・プラス・ネットワークを掲げる中で、都市計画道路を含む環状線の整備が不可欠であることは

重々承知しております。また、そのように努力されてきていることも、評価はしております。

ただし、今後、中心市街地に求められるのは、車社会を増長するばかりの取組ではなくて、居心地がよく歩きたくなる町なかづくり、ウォーカブルなまちづくりに邁進するべきではないかと、一部方向転換することも必要ではないのかと私は考えておりますが、その件も含めて。

あと、先ほど建設部長から、ノウハウについても、そうした市民レベルでの力を活用していただいたほうがよりよいのではないかというような御答弁ありましたけれども、例えばこのウォーカブルなまち「WE DO」の取組の思想をノウハウとして取り入れて取り組んでいく。山形市もその推進都市に登録されておりますが、この辺も含めて建設部長の答弁を聞かせください。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 議員御指摘のとおり、ウォーカブルなまちにしていくことは非常に重要な視点であると考えております。

現在行われております都市構造再編集中支援事業について、道路整備をしているわけでありますが、これにつきましても、歩行者、自動車とともに誘導区域内を快適に移動しやすくするという交通ネットワークの円滑化を目的としているわけであります。

さらに、やはり今御指摘があったとおり、国が推奨しているウォーカブルなまちと兼ね合せることによって、非常にまちとして魅力が高まるものと捉えているところであります、こういった道路等が整備されれば、おのずと商業施設や観光施設などへのアクセスもよくなりますし、おのずとその道路整備の効果なども現れるものと考えておりますし、やはり民間に関する新たな土地利用の機運にもつながると思っておりますので、そういった考えの下で今後ともまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

○相田克平議長 遠藤隆一議員。

○16番(遠藤隆一議員) ありがとうございます。

大変期待するところでございます。

また、そうしたことでの取組を進める上で、やはり居住誘導地区、市民の暮らしの安心安全が大前提であります。居住性が保たれるのであれば、中心市街地への都市機能の集積と併せて、商業地域、町なかへの居住誘導地域が混在しても、人が住まう、行き交う多様性のまちづくりに発展するのではないかと思っておりますが、こうした施策を進める上で、もし現在の都市計画の誘導エリア、用途地域、防火地域、準防火地域等の設定自体がその阻害要因となっているようなことがあれば、含めて見直すことも考える必要があるのではないかと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 立地適正化計画に基づきまして都市機能誘導区域等を設定しているわけであります。その場合におきましては、やはりその部分につきましては、土地の有効活用の観点から非常に高い建蔽率と容積率を指定している部分が非常に多い状況となってございます。どうしても建物同士の密集度が高いというところから、やはり安全性を考慮する上では、そういう防火地区というものが非常に必要になってきますので、そういう意味ではやはりこの防火地区を見直すということについてはなかなか難しいものと考えているところです。

○相田克平議長 遠藤隆一議員。

○16番(遠藤隆一議員) 承知しました。ありがとうございます。

続いて、都市機能を町なかに集約するという点においては、学校というものが最たるものだと思っております。

その中で、一つ、先ほどの市民文化会館の考え方について、ちょっと学校の配置についてもお伺いするのですが、過日行われた中部地区の市長との座談会において、当局の回答の中で、例えば、市民の方の誤解が多いところもあるのですが、

「米沢東高校の跡地利用をどう考えていますか」という質問もあったと思いますが、それは誤解だと思います。それは承知しておりますが、今々、米沢東高校については、「公立高校の再編の中でも何の予定もないでの、現状のままで維持します」という御答弁でした。

これに関しては、市民の皆さん「あ、ではそこは今後もずっとあのままでいくんだな」と、「今、計画は何もないんだな」という認識をされた方も少なくないと聞いております。

また、興譲小においても、令和8年度からですか、長寿命化計画の中で建て替えの検討を進められると考えられております。

この小学校、そして高校、そして来年から進められる中高一貫教育校の立地も含めて、この中心市街地がどのように使われることになるかというのは、市民の関心事だと思います。

これは、来年から、もしくは8年から検討を始めるとおっしゃるのは分かりますが、ならば、今年、もう既に市民にお示しするような選択肢、検討段階で構いませんので、どのようになるのかといったことをお示しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 お答えいたします。

県立中高一貫教育校の設置構想においては、令和2年に策定した東南置賜地区の県立高校再編整備計画において、来年、令和7年度から2年間にわたって、普通科高校の在り方、米沢市外の3つの高校の在り方について検討するとしております。

したがいまして、現在までに置賜への中高一貫教育校設置について明確に決定されたものではありませんので、米沢東高校は現状を維持し、教育活動を実施するということありますので、こちらで立地について何か現在のところ検討できるという状況にはございませんので、まず、米沢東高校は現状維持ということになります。

また、興譲小学校の校舎老朽について、建て替え等についてですけれども、建築後間もなく60年を迎えることとなり、老朽化の状況から、長寿命化、改修には適さないと判断しておりますので、今後の具体的な計画策定については、今後の学校施設長寿命化計画の見直しに合わせ、検討する予定でいるところでございます。

○相田克平議長 遠藤隆一議員。

○16番（遠藤隆一議員） 承知しました。

そういう誤解があるところは私も市民の皆さんに訂正していきたいとは思いますが、興譲小の建て替えについては、特別支援学級の拠点としていること、もしくは教育支援センターもその機能を持たせるといったことが建て替えの要件に含まれていたかと思うのですが、教育支援センターは既にすこやかセンターに移られています。そうしたところで、当初の計画から変更があるというところはございますでしょうか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 今後の計画の変更等についても、今後検討していくことになろうかと思います。

○相田克平議長 遠藤隆一議員。

○16番（遠藤隆一議員） あと1点、確認させていただきます。

市民文化会館の見直しは、令和10年、11年に検討を始めるというのですが、前倒しでもう今にでも、商工会議所の建設と併せて、市街地のリノベーションと併せて動いていただきたいと思いますが、その確認をさせてください。いかがでしょうか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 現在の公共施設等総合管理計画個別施設計画の中では、議員お述べのとおり、令和10年度と11年度において在り方の検討、そして令和12年度に方向性を決定するということになっております。

ですから、現時点においては、このスケジュー

ルに沿って検討していきたいと考えておりますが、来年度、この計画の見直しを行いますので、その中において慎重に協議してまいりたいと考えております。

○相田克平議長 遠藤隆一議員。

○16番（遠藤隆一議員） ぜひ、そこは来年、しっかりと前倒しの見直しをしていただきたいと思います。

ここでこの機を逃せば、あそこの再開発とまでいきませんけれども、中心市街地の再生、機会を逸することになるのではないかと心配しております。ぜひ、お願ひいたします。

最後に、今、各部長の皆様から御答弁いただいたとおり、今、本当に大変大事なときです。今後、米沢市は、次期総合計画の策定、施行年度を迎えます。

その中で、市立学校の適正規模・適正配置基本計画は実行段階に移り、来年度から次々と小中学校の統廃合が行われ、開校そして廃校の活用方法も考えなければなりません。施設分離型の小中一貫の方針から、通学区域の見直しによる諸問題にも対応しなければなりません。学校施設長寿命化計画による建て替え計画等の実行及び次期計画の策定にも入らなければいけません。また、県公立高校再配置及び中高一貫教育校の検討も来年から始まるわけです。

そして、新産業団地の整備と誘致、そして新商工会議所会館建設に合わせたイノベーション創出の産業振興の拠点整備、命を守る道路、都市計画道路石垣町塩井線の早期着工もございます。

また、あわせて、駅から中心市街地、上杉の歴史文化のエリアを結ぶインフラ整備、そして市街地のリノベーション。

このように、これだけ喫緊のまちづくりの政策課題を抱える米沢市でございます。令和7年度以降、その政策に当たる人材、財源、体制の用意は果たして整っているのでしょうか。

これから約5年、6年は、今後50年の米沢を形

づくる非常に重要な期間となることは疑いありません。そこには、私も含め、市政に関わるものには責任と覚悟を持たなければいけないと思います。

政府は今、地方創生を看板政策に掲げ、交付金倍増の方針を示しております。今こそ、本市は持てる人材・英知を結集し、市長特命のプロジェクトチーム体制を整え、総力を挙げて財源の調達確保、各事業を成し遂げるその意気込みを、ぜひ市民にお示しいただきたい。

最後に、市長の覚悟、御決意をお伺いして、一般質問を終えたいと思います。よろしくお願ひします。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 遠藤議員の御質問にお答えいたします。

先ほど申し上げたように、全く問題意識は同じかなと思っております。

先ほども駅伝競走に例えましたけれども、大変坂道で、人口減少があり、また、学校も再編をしなければいけないと。最近では、大手スーパーの破産とか様々なニュースありましたけれども、産業の構造も変わっているという中で、どうやって筋肉質でかつ稼げるまちをつくっていくか、人を呼び込むまちをつくるかというのは、大事業だらうと思いますし、はっきりしているのは、やはりコロナが明けて、これまでずっと潜在的に問題だったものが一気に吹き出してきた。こういう感じもいたします。これは米沢だけではありません。

現在は、総合計画につきましては、企画調整部、政策企画課が中心になってフル回転で仕事をしてもらっております。どういう体制を組むかということは、今、遠藤議員の御提案も含めて今後考えていきたいと思っておりますが、現時点では、それぞれの部局でかなり問題意識を持って、様々なプランを計画してもらっておりますし、私としても全力を挙げてこのまちづくり総合計画の策定、また、実行に取り組んでまいりたい。ぜひ、

御協力のほどよろしくお願ひいたします。

○相田克平議長 以上で16番遠藤隆一議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 0時05分 休憩

~~~~~

午後 1時05分 開議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、本市における公契約条例の制定を求めて外2点、8番影澤政夫議員。

〔8番影澤政夫議員登壇〕（拍手）

○8番（影澤政夫議員） 市民平和クラブ、影澤でございます。早速質問に入らせていただきます。大項目の1、本市における公契約条例の制定を求めて。

この質問については、令和4年、2022年の9月定例会で、同会派の小久保議員も取り上げております。ゆえに、公契約条例の基本的な説明は割愛し、制定に向けた対応に焦点を当てながら対応したいと思います。

まず、私の認識を申し述べます。

公契約条例とは、地方自治体が行う公共調達や公契約において、契約内容の一部として、政策目的を実現する条項を盛り込むことを定める条例と認識しております。

具体的には、従業員の雇用・労働条件、環境配慮、福祉、男女共同参画、地域貢献などの社会的価値の向上を図る事業者の取組などを評価することで、入札や契約を政策推進ツールとして活用していると考えております。まずは、この認識について、当局の御見解をお尋ねいたします。

次に、政策目的を実現する条項を盛り込む点について、本市が行っている入札契約に係る対応についてお伺いいたします。

本市の政策的な意図を示し、民間からの提案を最大限活かすプロポーザル方式なども既に実施されております。また、サウンディング型市場調査などへの取組も評価しているところであります。

ただし、公金の支出を前提とする以上、公平・公正であることが求められます。行政としては、「最小の経費で最大の効果を」という命題を念頭に置いた対応が必要であります。これらの具体的な契約行為も含めて、質問させていただきます。

小項目の1、本市の入札制度の課題等について。

本市の入札制度における課題について質問いたします。

一般競争入札やプロポーザル方式の契約過程において、当局はどのような課題を抱えておられるのか、お聞かせください。

本市では、低入札価格調査制度の活用や、建設工事における総合評価落札方式の試行制度を導入していると思います。これらの対応が低価格での落札、ダンピングの防止に適切に機能しているか、御所見をお伺いいたします。

また、最近の資機材や燃料費、物価全般の高騰などに対して、適切な対応が取られているかどうかについてもお答えください。

特に、今回は、契約下における労働者の保護対策について、本市がどのように関わり対処してきたか、お考えをお聞かせください。

小項目の2、元請業者と下請業者の契約に対する市の対応について。

元請業者との契約上での履行されるべき要素が大きい一方、二次請業者については、本市としてどのように監督、管理すべきとお考えでしょうか。この点についても、労働者保護対策の視点からお聞かせください。

労働条件等は、労使双方により決定すべき部分もあり、労働基準法や最低賃金法に基づき定められているとの規定に照らし、本市として、直接対応の必要が薄いとお考えでしょうか。それとも、

明確に指示を行い、適正な契約履行項目として対応してきているのでしょうか。現状等について、御説明ください。

また、米沢市建設工事元請及び下請関係適正化要綱などの規定が現状に合っているかどうかについても、具体的にお答えいただきたいと存じます。

この質問の最後になります。小項目の3、公契約条例の制定について。

私は、自治体発注の建設工事や委託業務に従事する労働者の賃金に下限額を設ける公契約条例を本市として制定すべきと考えております。県が決定する労務単価を基に積算しているとされてはおりますけれども、それが実態と乖離しているか、事業者が明確に履行しているのかどうか、本市として明確に条例化し、事前の管理体制を強化し、徹底する必要があると考えます。

最低賃金の高低の趨勢が、大都市圏周辺部で高いことは御承知のとおりであります。それら都市部自治体における公契約条例が、賃金の押し上げにも寄与していると私は考えます。労働者の適正な労働条件を確保することは、業務の質の確保と公契約の社会的な価値を向上、ひいては住民の福祉の向上に資するものです。この種の条例の制定を強く希求いたします。当局の御見識をお伺いいたします。

続いて、大項目の2、堀立川遊水地の維持・管理について。

この質問は、今から4年前の12月定例会において一般質問をさせていただいた内容でございます。それから丸4年が経過いたしました。

当時、当局からは、平成27年に遊水地面積の約4分の1に当たる範囲の立ち木伐採等を行ったとの答弁をいただきました。今や、樹木が成長し、その他の植物も生い茂り、人が近づけない現状に至っております。

100年に一度、今までに経験したことのないような猛烈な雨など、そのフレーズが用いられています。

したが、そのサイクルは10年、5年と短くなり、災害の危険性が増しております。

特に、内水氾濫防止は大きな防災上の課題であり、堀立川遊水地という治水機能が市民生活の安全安心につながるものと考えます。したがって、その機能をフルに生かせる維持・管理について、再度質問させていただきます。

小項目の1、堀立川遊水地の必要性について。

遊水地は、本市にとって防災上必要不可欠、重要な施設であるとの認識についてどのようにお考えかどうか、当局の御所見をまずお聞かせください。

前回の一般質問では、当局からいただいた御答弁では、「グリーンインフラとしての治水と環境の一体化など河川整備事業の効率的推進に寄与している」とのことでした。最近の豪雨災害の頻発を考慮した場合、どちらが優先されるべきでしょうか。私は防災・減災が優先されるべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、用地内の木々や堆積物が貯水量に影響するかどうかの検証も重要です。これが行われていないとすれば、放置以外の何物でもないと考えます。この点についても、当局の御見識をお伺いいたします。

小項目の2、平時の維持・管理について。

ここ数年間、治水を目的とした維持・管理が行われていない現状にあります。木々が大きくなり、外来植物の侵食が進み、健全な湿地を形成しているとは言いがたい状態です。周辺地域の環境についても、景観上の問題や野生動植物による被害など、住民の安全面に著しい負荷をかけていると考えます。

防災・減災に資する維持・管理を優先すべきという認識の下、全体の木々の伐採と河床の整備が急務であると考えます。その上で、日常の草刈りなどについては、地域や町内会などの協力を求めるべきとも考えます。この点についても、当局の御見識をお聞きいたします。

また、一旦有事となり、遊水地が満水となった場合、今湿地に自生した樹木や植物の状態はどうなるのでしょうか。また、その後の排水作業やリカバリーには膨大な経費がかかるのではないかと心配しております。これらの点についても、当局の明確な御所見をお伺いいたします。

小項目の3、今後の利活用について。

災害時に減災に寄与する施設である遊水地の維持・管理を最優先すべきことは、これは明白です。ただ、その上で、平時における市民への利活用も検討されるべきと考えます。

放置ではなく、管理者である県に対して責任を全うするよう強い働きかけを行い、米沢市に資する平時の利活用についての制度設計をぜひお願い申し上げます。

最後の質問になりますけれども、この質問は昨日の太田議員の質問と重複しております。ただ、微妙に違う点もあり、あえて質問させていただきます。

大項目の3、学校給食センターの運営に係る課題について。

今回の質問は、現状、当局と事業者間で様々な運営についてすり合わせ中であり、本市学校給食に関与する関係事業所や農家の方々との連携協議の途中経過を問うものではありません。ここでは、教育委員会が市民に責任を持って説明された決定事項について質問させていただきます。

小項目の1、センター方式におけるアレルギー対応食等の配膳についてはどうなるのかと、小項目2のセンター方式でのアレルギー対応食の配膳と学校給食検証委員会の説明との整合性について、これについては、恐れ入りますが一括して御回答をお願い申し上げます。

当初、学校給食検証委員会の報告で、教育委員会は、センター事業者に求めている実施法の配膳業務については、一貫した配膳体制として実施される旨の規定と説明されております。しかし、要求水準書では配膳補助業務とされているにもか

かわらず、配膳業務として明記された点について、まず、この違いについて御説明いただきたいと思います。

私の主観は、以前見学させていただいた親子給食の運搬業務に基づいております。現状では、調理現場から市内中学校に運搬し、給食が収納されているコンテナを学校の指定場所に定置する業務を見させていただきました。私はこれを配膳補助業務と認識しておりましたので、一貫した配膳業務との教育委員会の御提示には、違和感を持ちました。

さらに、今後、中学校においてもアレルギー対応を行うとしてきたセンター方式では、配膳補助業務の範囲は運搬されるコンテナ中、この容器は誰々さんのアレルギー食といった重要な申し送りも含むものとの考えに至りました。この点について、私の認識が正しいかどうか、具体的な対応について御説明ください。

また、配膳業務とは、当該者本人に直接配膳されるものと私は理解しております。しかし、事業者の責任範囲は、学校側への引渡しまでであり、引渡し後の対応は学校側の責任とされております。この点も含め、明確に御教示いただきたいと思います。

小項目の3、要求水準書への影響と対応について。

令和6年10月25日の市政協議会で提示された米沢市学校給食食物アレルギー対応ガイドライン（案）に関連し、今後の学校給食センターでの配達業務や配膳補助業務との関連性についてお尋ねいたします。

ガイドラインの内容については、これは驚きましたが、給食センターに関する要求水準書との関連性に特化した質問といたします。

従来の説明では、レベル3、除去食です。それを、徐々に自分で除去できる力を身につける段階的な指導への移行も視野に含まれている計画となつてございました。今回のガイドラインでは、

完全除去か、ほかの児童生徒と同じ対応の二者択一とされている。また、対応する特定原因食物は、卵、乳、エビ、3品目に限定されています。

これらの対応については、多くの市民、特にアレルギーをお持ちの児童生徒、そして保護者との誠実な協議の場が今後必要と考えますが、ここでは、センター方式の要求水準書との整合性と変更が生じる場合の契約金などへの影響についてお伺いいたします。

また、本市学校給食におけるアレルギーの手引と米沢市学校給食食物アレルギー対応ガイドラインの違い、関係性についてもお聞きし、私の演壇からの質問を終わります。

○相田克平議長 神保総務部長。

〔神保朋之総務部長登壇〕

○神保朋之総務部長 私からは、本市における公契約条例の制定を求めてについてお答えいたします。

初めに、小項目1の本市の入札制度の課題等についての本市の入札における課題につきましては、まずは本市で行っている入札の現状になりますが、価格を競争する入札を基本とし、状況によっては随意契約も行っているところですが、近年、価格競争がなじまない公共工事が増加したことによって、プロポーザル方式による企画競争入札も行われているところです。

一方、契約検査課が行っている入札制度の課題につきましては、現在の入札は紙ベースで執行していることから、入札参加業者は本市の入札会場まで移動しなければならないことになり、移動や紙などに対する費用負担、環境への配慮という視点においても、事務の効率化及び負担軽減が喫緊の課題として捉えているところです。この課題を解決するために、令和8年度からの電子入札の運用を目指し、現在検討を行っているところでございます。

次に、著しく低価格での落札、いわゆるダンピング対策は適切に講じられているものかにつき

ましては、契約検査課で実施している入札におけるダンピングを防止する対策は、議員がお述べのとおり、低入札価格調査制度を活用し、著しく低い価格での応札を排除しているところです。

この対策の効果として、近年の建設工事における落札率は96%を超えており、適正価格での契約締結になっていますので、ダンピングを防止する対策は適切に講じられているものと捉えているものです。

次に、最近の資機材や燃料費、物価全般の高騰などの現状を踏まえた適切な対応を行っているものにつきましては、本市の建設工事においては、山形県が決定した単価を用いて積算しているところであり、この単価につきましてはシーズンごとの改定が基本となっていますが、大幅な変動があった場合は臨時の改定も行っているところです。タイムラグがなくなったわけではないことから、場合によっては県の単価と実勢価格に乖離が生じているところです。

令和5年度の入札状況になりますが、88件の入札を実施し、13件の不調があったところで、不調後、入札参加業者から聞き取りを行い、乖離部分を把握した上で再度の入札を実施し、発注を見送った2件を除く11件が契約締結となっております。価格高騰を踏まえた適切な対応を行っているものとして捉えているところです。

なお、単価の高騰はいつ起きるか分かりませんので、引き続き積算の基本である適正歩掛の使用と最新単価の採用を実施し、入札不調にならない努力を続けていきたいと考えているところです。

次に、労働者の保護対策についてどう対処しているかにつきましては、労働者の保護につきましては、労働基準法などの関連法令で定められているところで、受注者は関係法令を遵守する必要があるところです。

建設業では、現場施工を担う技術者が不足し、担い手の確保が課題となっているため、今年度から、建設業の働き方改革として時間外労働を制限

するとともに、1週間の労働時間を40時間にするなどの長時間労働を是正する改定が行われたところで、本市においても電子納品などの受注者の時間外労働につながらない取組を実施したところです。

今後においても、労働条件や作業環境などに関する様々な改定が行われるものと捉えているところで、本市として取り組むべき改定があれば対処する必要があると考えているところでございます。

次に、小項目2の元請業者と下請業者の契約に対する市の対応の下請業者の監督・管理につきましては、本市が行っている監督・管理につきましては、元請業者から提出された下請計画で下請業者の業務内容、適格性、契約金額を確認しているところです。また、工事が完了する時点で、下請業者との契約書を添付した下請結果報告書が提出されますので、元請業者と下請業者の最終的な契約金額や下請代金の支払い予定日なども確認しているところです。

現地における履行の確認等については、担当課の職員が行い、必要に応じて指導を行っております。また、完成検査においても、検査員が写真の確認や聞き取りを行い、適正な施工を実施していたかを確認し、必要に応じて指導を行っているところです。

次に、市として最低賃金などの労働条件の確認をどのように考えているかにつきましては、労働者の賃金等の労働条件については、労働基準法等の関係法令に基づき、労働者と使用者の双方が合意の上で決定することが基本となっております。

具体的には、労働基準法第24条において、賃金は、使用者が労働者に対して支払うべきものとされております。本市としても法の趣旨にのっとった対応が必要と捉えているところです。

次に、米沢市建設工事元請及び下請関係適正化要綱は現状に合っているかにつきましては、この要綱では、元請業者と下請業者の関係を確立し、

工事の適正な施工を確保するため、元請・下請の両者が遵守すべき事項を定めたものになります。

具体的には、下請発注の適正化を図るために必要となる提出資料、下請業者を選定するための事項、元請業者・下請業者の義務を定めているところで、この要綱につきましては現状に合っているものと捉えているところです。

次に、小項目3の公契約条例の制定につきましては、賃金の下限などに関する条例を制定することで適正な価格での契約が実現し、公正な入札、労働者の権利の保護、公共事業の質の向上、地域経済の活性化などの波及効果が得られるなどと言われておりますが、本市の現状につきましては、建設工事及び建設工事等に係る測量・設計業務では、国などが作成した歩掛と県が決定した単価を用いて積算し、適正な予定価格を設定しております。

近年、物価高騰の影響から資材単価の乖離による不調もあるところですが、不調後、聞き取りを実施した上で再入札を実施し、契約締結に至っておりますので、実勢価格との乖離を解消した適正な予定価格になっているものと捉えているところです。

また、契約検査課で実施する入札では、低入札価格調査制度を活用し、著しく低い価格での応札を排除しておりますので、近年の建設工事における落札率については、適正な価格での契約締結になっているところです。

履行の確認につきましては、担当課の職員が現地で行うとともに、完成検査において検査員が適正な施工を実施していたかの確認や聞き取りを行い、判断を行っているところです。

下請につきましては、建設業法、独占禁止法、下請契約における代金支払いの適正化など、様々な法令が整備されており、下請業者の利益を保護するための措置が講じられているところで、本市では下請計画で様々な内容を確認し、工事が完了する時点では、最終的な契約金額や下請代金の支

払い予定日なども確認しているところです。

また、国では、昨今の労務費、原材料、エネルギーコスト等の上昇への対応として新たな方針を閣議決定し、各種団体に適切な請負代金の設定や、実勢価格に変更があった場合は価格交渉、価格転嫁の対応を依頼しているところです。

今後においても、状況に応じて様々な改正が行われ、適切な契約、労働条件、作業環境などが改善されるものと捉えております。

以上の現状を踏まえますと、適正価格での契約に加え、下請業者の利益を保護するための措置が講じられていることから、現時点において公正な入札、労働者の権利の保護、公共事業の質の向上、地域経済の活性化などの効果につきましては、一定程度得られている状況と認識しております。

よって、公契約条例制定の必要性は特段高くはないものと捉えているところでございます。

私からは以上です。

○相田克平議長 吉田建設部長。

〔吉田晋平建設部長登壇〕

○吉田晋平建設部長 私からは、2の堀立川遊水地の維持・管理についてお答えいたします。

初めに、(1)の堀立川遊水地の必要性についての御質問でありますが、堀立川遊水地につきましては、昭和42年の羽越水害を契機に、市街地を流れる堀立川の洪水リスクに対する治水や安全度を高める河川管理施設として、山形県が平成9年に整備したもので、一定水位以上に達した堀立川の水を越流堤と呼ばれ一段低くなった堤防から、遊水地で一時的に貯留し、河川の水位が下がった段階で排水樋門より堀立川へ自然排水する施設で面積は約9ヘクタール、貯水量は23万立方メートルとなっております。

この遊水地の必要性について県へ確認したところ、これまで堀立川の越流堤を越え遊水地に河川の水が流入したことはないが、近年、気候変動の影響と見られる線状降水帯の発生など、自然災害が頻発化・激甚化し、県内でも大きな被害が発生

している状況から、米沢市の市街地を縦断する堀立川の上流部に遊水地という治水機能があることは、市民生活の安全・安心につながるため、重要な施設であると認識しているとの見解で、本市といたしましても同様の考え方でございます。

次に、（2）の平時の維持・管理についてであります。現地の状況は、議員御指摘のとおり、遊水地にはアシなどの湿地植生類のほか、雑木類が発生しているほか、雨水や湧き水などの影響により、広範囲にわたり水深30センチメートル以上の水たまりがあるなどの状況であります。

このため、遊水地の貯水能力に支障がないか、河川管理者である山形県に確認したところ、立ち木伐採や土砂しゅんせつについては、平成26年度と平成27年度に遊水地の約4分の1の範囲を実施しており、現状においても遊水地の貯水能力には影響はないが、堀立川本流の土砂しゅんせつや支障木伐採を引き続き実施しながら、河川流下能力の向上を図っていくことであり、また、現在、遊水地にはアシ原が広がり、湿地植生地で希少な野生動植物が生息しており、河川愛護活動団体が年3回、自然観察会やごみ拾いなどを実施しているとのことでした。

米沢市といたしましては、今後の堀立川遊水地の維持・管理につきまして、遊水地外周は県が施設管理のため草刈り等を実施していることや、遊水地への転落等の危険があること、遊水地内については常時30センチメートル以上の水たまりがあり、自然観察場として管理しているため、県では河川愛護活動団体との調整を行いながら実施しているとのことから、新たな地域などへの草刈りの維持・管理の実施を働きかけすることは今のところ考えておらないところであります。

続いて、遊水地が満水になった場合の対応であります。このことにつきましても県に確認したところ、遊水地は有事で満水になつても、排水樋門により排水し、何度も利用できる施設になつておらず、遊水地への流入や有事後の排水状況にも

よりますが、自生している木々や植物などへの影響はあると思われるということでありました。また、排水作業に関しましても、自生した植物や流入した支障木、土砂などが排水樋門に詰まるなど、排水に支障が起らぬよう、平時の巡視や有事後の管理についても河川管理者で対応することで、さらに有事に備えた遊水地のリカバリー、復旧につきましては、現況に応じた災害復旧事業などの有利な財源を活用して対応していくとのことでございました。

次に、（3）の今後の利活用についてであります。平時に利活用するための制度設計を構築してはどうかとの御質問であります。平成9年度に堀立川遊水地が整備された際、山形県では、広い面積を活用し、野球場2面、サッカー場1面やテニスコート11面などの体育施設を整備する計画としておりましたが、地表面の浅いところに地下水脈が流れしており、施設整備するには排水対策や土壌改良などの工事費が増加することや、整備後の維持・管理の面で問題があつたことから、施設整備は困難との判断に至り、断念した経過がございます。

また、現在は地下水脈の影響で湿地帯となる遊水地は、希少生物を含む多種の湿原性植物や昆虫が生息するようになり、さらに野鳥が飛来営巣するなどの多様な生態系を形成し、重要な動植物の宝庫で自然生態系の観察・学習の場となつてゐるため、本市といたしましては、管理者である山形県に対し、周辺地域への環境に配慮し、雑木などの伐採を含めた維持・管理について引き続きお願いしてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 佐藤教育長。

〔佐藤 哲教育長登壇〕

○佐藤 哲教育長 私からは、3、学校給食センターの運営に係る課題についてお答えします。

初めに、（1）センター方式におけるアレルギー対応食等の配膳についてはどうなるのかと、

（2）学校給食検討委員会における説明との整合性についての御質問にお答えします。

まず、中学校における親子給食方式の現状について御説明いたします。

小学校で調理した給食は、配送料用コンテナに積み込まれ、配送料業者が各中学校の給食室または指定された場所に運搬し、生徒が自ら取りに行く形を取っているのが通例となっております。生徒は配送料用コンテナから食器や食缶をクラスに運び、給食当番が食器に盛りつけを行います。

なお、親子給食においては、アレルギー対応食は現在のところ提供されていない状況です。

一方、新たに学校給食共同調理場からアレルギー対応食を提供する場合には、特別な配慮が必要となります。

共同調理場から提供されるアレルギー対応食については、事前に献立の確認を行い、当日の対応確認を徹底した上で、専任の調理師がアレルギー食専用調理室で調理を行います。調理されたアレルギー対応食は、アレルギー食専用の個人ごとの個別容器に入れられ、配送料用コンテナに積み込み、各中学校に配達します。中学校に配達されたアレルギー対応食は、その内容や個数等について、個人確認票を基に事業者と学校教職員で相互確認を行い、事業者が指定された保管場所に配置します。ここまでが事業者の配達業務となります。

学校では、受け取ったアレルギー対応食を学校教職員が責任を持って所定の保管場所で管理し、対象となる生徒に確実に渡します。生徒は受け取ったアレルギー対応食を自分で食器に移し替えを行い、喫食をします。

なお、学校側で行う一連の対応については、今後、事業者と学校、教育委員会で綿密かつ十分な打合せを行い、アレルギーを有する生徒に確実に手渡されるためのマニュアル作成を進めていきます。

このマニュアルは、議員の御認識のとおりであり、具体的な手順や注意点を明記し、全ての関係

者が理解しやすい内容とすることで、安全なアレルギー対応食の提供を実現したいと考えております。

米沢市学校給食共同調理場整備運営事業検証委員会におけるアレルギー対応食の対応については、事業者は、調理したアレルギー対応食を個人ごとの個別容器に入れて各学校まで配達し、あらかじめ定められた場所に保管し、学校教職員に引き継ぐところまでが業務の内容となります。

一方で、要求水準書に示す配膳補助等業務では、調理した給食を各学校まで配達し、生徒が食缶等を持っていくことができるような状態に整えることまでを行う内容であり、これは一般の給食に係る内容であります。

要求水準書における各業務項目は、事業者に業務として責任を持って遂行することを求めているものになりますので、アレルギー対応食に限って申し上げれば、いわゆる配膳補助等業務として生徒に手渡すことは求めておりません。これは、生徒に手渡すのは、アレルギー対応食の内容を現に確認した学校教職員が行うためです。

検証委員会においては、いわゆる配膳については、一般的の給食については、生徒が持ち運びできる状態に整えることであり、アレルギー対応食については、学校教職員へ手渡すところまでについて、調理、配達、配膳を一貫して実施すると事業者から説明があったという認識であります。

次に、（3）要求水準書への影響と対応についてお答えします。

現在、教育委員会では、学校給食食物アレルギー対応ガイドラインの策定を進めており、これは学校給食におけるアレルギー対応の基準を明確にするための重要な取組です。

このガイドラインでは、学校給食において対応すべき原因食物アレルゲンを特定し、アレルギーを持つ生徒が安全に給食を摂取できるよう、学校生活管理指導票の提出を求めるこことにより、安全性を最優先した対応を実現することを目指して

おります。

なお、このガイドラインと学校給食における食物アレルギー対応の手引きの関係性についてですが、ガイドラインは学校給食におけるアレルギー対応の指針を示すものであり、食物アレルギー対応の手引きは、ガイドラインに基づき、実際の対応や作業に関する手順を示すものであります。学校給食のアレルギー対応については、この2つによって推進するものであります。

要求水準書においては、アレルギー対応を行うために必要な施設設備や、安全を担保するための体制の整備、調理などの運営に関する事項が含まれています。これらはアレルギー対応を実現するために必要不可欠な要素であり、ガイドラインの内容が要求水準書のレベルを下回ることはないと考えております。したがって、現在の契約内容にも影響はなく、契約金等にも変更はないものと認識しております。

また、先ほど説明したとおり、中学校におけるアレルギー対応については、現在の親子給食方式においては、除去食の対応提供は行っておりません。そのため、現在は詳細な献立を基に、保護者の指示、または生徒自身の判断で、原因食物を除外して食べる対応や弁当持参の形で対応しています。しかし、今後、共同調理場が運用開始されることになれば、親子給食では実現できなかったアレルゲンを除去した除去食の提供も可能となります。これにより、現在は家庭から弁当を持参する必要がある献立でも、除去食の提供が可能となる機会が増え、安全に給食を摂取できることも増えるものと考えています。

このことは、アレルギー対応を必要とする生徒たちも同じメニューの給食を安全に楽しむことができる環境を整えるものであり、大きなメリットとなるものと考えております。

教育委員会では引き続き、共同調理場の運用と合わせてアレルギー対応の充実を図りながら、全ての生徒が安心して学校生活を送れるよう努め

ております。

次に、要求水準書に変更が生じる場合、契約金の変更等に波及するものがないものかどうかとの質問にお答えいたします。

P F I 方式で運営される米沢市学校給食共同調理場の事業契約において、要求水準書の内容に事業の実施方法や必要な資源に直接的な影響を与えるような変更があった場合は、その内容によっては契約金額が変更になる場合があると認識しております。

私からは以上になります。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） まずもって、いつもながら御丁寧な御答弁ありがとうございました。

残す時間も僅かになってしまったのですけれども、一定程度、ちょっとここはどうなのかということについて、再度御答弁いただきたい部分がございますので、私のほうから順を追って質問させていただきます。

公契約条例、総じて今御答弁いただいた受けた私の印象は、今のところ、本市では様々問題、私が述べたような問題についてもないから、ゆえに必要はございませんという感じで私は受け止めました。

もちろん、ただいま総務部長から様々いただいた御答弁の中には、いろいろな具体的な事例も含まれてございましたけれども、それは全て私は行政側の問題だろうと、行政側の考えだろうと思います。

我々日本人も含め、世界中が新型コロナという大変な災禍に見舞われ、いわゆる本当に現場で働く人たちがどのくらい大変か、この方々をどうやって守っていくかということも含めて様々考えてきたと思うのです。

その中で、もちろん法的な手立て、一般的にはパワハラ防止法と言われておりますけれども、労働施策総合推進法、こういったことについても検討されてきたはずです。ゆえに、それ以降も、関

東圏自治体の中では、いわゆる最低賃金を盛り込んだ公契約条例というものが徐々に増えつつあると私は思うのです。

とにかく現場で働く人方に対して、まずもって安心して働いていただける、働ける。少なくとも自治体が発注する様々な契約行為、こういった部分については守ってくれているという認識の下、これが大切だと私申し上げているのですけれども、何もこちら側だけといいますか、行政側だけの問題とか、今のところ不便は感じていないからということのお話でしょうけれども、自治体側としても、公契約は今も様々なあるわけです。様々な担当課でおののの対応されているのではないか。一括した具体的な条項を求めて条例化しながら、皆様のほうも安心して発注できるような体制が必要ではないかということを申し上げているのですけれども、その上でもいまだ必要ないという御答弁になるでしょうか。いかがでしょう。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 議員おっしゃいますとおり、米沢市役所の入札について、様々な課で行っておりまして、特に契約検査課を中心にしている建設工事以外にも様々な入札を行っているところでございます。

そちらにつきましては、まずまとめるとかという話になりますと、それぞれの業務の内容が多岐にわたっておりますので、その内容が異なります。業務に精通したものでなければ内容の審査などができないことから、一つにまとめるということはちょっと困難と、その部分については思っているところでございます。

また、そういった労働者の保護という観点の中で、行政の都合ということでおっしゃられましたけれども、ただ、我々としても、実際の完成検査などにおいて様々な検査や聞き取りなどは行っているところでございます。そういった中で、問題点がありましたら、もちろんそちらについての

改善、どうすればいいのか、法的にどのような問題があるのか、さらにその入札についても様々な内部的な手引などもつくってはございます。そちらのほうに不備があるのかないのかということは、常にそういったことを意識して考えていかなければならぬということは認識しているところでございます。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） 私が申し上げていることについては重々分かっていらっしゃるのかなと思うのですけれども、とにかく今、全ての現場で働く方々の賃金を守っていく。それと、演壇でも申し上げましたけれども、いわゆる最低賃金の差額ということについては、大都市圏、山形県、その他の地方、地方、地方によって違っている。それが、その地方、地方の実態に合ったものだからみたいなことで、もしかすると都会の方々はそのような御判断をされているのかということも考へないでもないのですけれども、であればこそ、この地域で、こういったところではこういうことで、例えば何千万円以上のこういう契約の場合はこういったことで、あるいは指定管理の場合でも、何年間でこれこれしかじか、この作業をお願いするという場合の規定を、あらかじめその最低賃金、最低賃金というのはやはりだんだん変移しますからあれですけれども、労働者が安心して働けるような賃金をまず明記しながら対応すれば、透明性も公平性も高まるのではないかでしょうか。ぜひ、この辺のところを検討していただきたい。

少なくとも、先進地の事例なども一応検証しながら、ちょっと取り組んでみてはいかがでしょうか。まずは、そういった検討から始めていく、検討委員会を立ち上げる。こういったところではいかがですか。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 こういった公契約に、今議員がおっしゃったような様々な問題が潜在しているということは十分認識してございます。最低賃

金以外にもその労働者の環境など、先ほども申し上げましたけれども、今、国でも様々な改定などが行われているということで、そちらにも順次対応をしていこうということで動いているところでございます。

そういうた様な現状を含め、国、県の動向などを含めて、よりよい環境に進めるように研究してまいりたいと思います。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） ぜひ本気で考えていただきたいということをまず申し上げておきたいということと、伴ってではないのですけれども、手前ども産業建設常任委員会で、様々業界団体の方々とも、建設業界の方々ともお話をさせていただきました。

その中でよく出るのが、今のお話についてももちろん検証、研究していただきかななければならないのですけれども、ともに考えていただきたいのは、いわゆる電子入札、電子納品、何で米沢しないの。これ業界の方々も言っていらっしゃいます。それから、公契約条例についても、実際に業界の方々はほかの地区で経験されている部分もあります。その辺のところも、確かに業界の方々との考え方、起点は違うのかもしれないけれども、米沢のそういうた業界の方々との意見交換も含めて、ぜひ進めていただきたいと思うのですけれども、その点についていかがでしょうか。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 今、議員おっしゃいました電子入札についても、我々としても近隣、県内市町村などを含めてちょっと遅れているという認識はございます。先ほど壇上でも申し上げましたけれども、これでも遅いとお叱りを受けるかもしれませんが、令和8年度からの運用を目指して現在検討は行っているところでございます。

また、そういうた建設業界などの要望ということでは、定期的に要望を受け付けるなどして、実際に生のお話なども伺いながら、問題点、課題点

などについては常に共有していると考えているところでございます。これからもそのような形で努めてまいりたいと思います。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） ぜひ、そこにちょっと速度感を持って、ひとつ対応をよろしくお願ひしたいと思います。

次の堀立川遊水地でございます。

様々現場も見てこられて、ああいった状況だということでございます。

私申し上げたいのは、非常に怒られるかもしれませんけれども、やはりどちらが大事かということです。いざ災害、そしてあそこに越流していく。23万立米と建設部長おっしゃいましたけれども、その設計値を維持しているのでしょうか。それだけの貯水量を維持しているのかというところが非常に疑問です。

確かにああいった環境の下、つくり出された湿地、月3回ぐらい、年3回ですか、そういうた鑑賞会も含めて対応されておられるということでございます。鳥もたくさん来ると。今、来ません、そんなに。あの状態では。

要は、どちらにするかです。内水氾濫を防止するために非常に、田んぼが減ったからこそ、あの当時そういう議論になったわけではありませんか。今、全く同じ状態で、しかも豪雨は頻発するという状況の中で、先ほどののような御答弁で、県ではお話ししておきますで済む話ですかと私思うのです。なぜにもっと強く言えないのですか。お答えください。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 遊水地につきましては、県の施設ということになっておりますが、やはり米沢市民の生命財産を守るという施設でもありますので、今後につきましても、遊水地の機能に影響が出ないようにしっかりと伝えていきたいと思っております。

なお、遊水地の整備後、一度も洪水調整を行つ

ていないということから、河川のような流水による大量の土砂流出が今までなかつたということから、土砂堆積の影響がないものと考えておりますし、樹木につきましても、土砂堆積に比べまして、貯水量への影響は少ないということから、現状についても防災上は問題ないという見解でございました。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） ですから、そこは詳細な調査を行って、そのエビデンスを引用した結果なのですか。それをやっていないから、私から言わせれば、県は放置しているとしか言いようがないのです。そんなことを建設部長に言ってもしようがないのですけれども、詳細な調査、シミュレーションした上で、やはりこれぐらいだったから大丈夫ですよということをきっと調査してもらってください、でしたら。いかがですか、その辺は。それぐらい求めることできるでしょう。いかがでしょうか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 今後も貯水能力に影響が出ないように、県に維持・管理についてはお願ひしてまいりたいと思っております。

なお、本市の重要事業といたしましても、河川の治水関係の要望事項もございますので、その中に盛り込むことができるかどうかも含めて検討してまいりたいと考えております。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） ぜひ盛り込んでください。検討はよろしいですから。

大事な施設なのです、とにかく。私ども地域住民からすれば、あそこにテニスコートが何面できて、様々昔そういう話あったではないですか、お話しのように。期待しましたよ。それが今や、放置された、人がつくり出した何だかよく分かりませんけれども、そういう状態になっているということについて言えば、あまりにもちょっとぶん投げっ放し。

そこはやはり、これ以上申し上げても御答弁の繰り返しになるかと思いますけれども、ぜひ本市としての重要事項、そういったものに登載しながら、登載も含めて強く申入れしていただきたいということと、先ほど申しましたように、やはり調査は必要だと、シミュレーションも必要だろうと。そして、安心を、今はまだ大丈夫ですという明確な答えをいただけるように、ぜひ交渉していただきたいと思いますけれども、最後にございますか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 今の遊水地の状況がどうかというところでございますが、やはり設計当時の状況と今の状況がどうなのかということについてはしっかり県に伝えまして、その状況については確認してまいりたいと考えております。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） ぜひよろしくお願ひいたします。

テニスコートであったり、サッカー場であったり、あまりものが入っても大丈夫なのか。最近は、オリンピックでもかなりスケートボード、こちらのほうも流行っていますし、そういったものも考えられるのではないかでしょうか、考えようによつては。その辺も含めて今後ぜひ御検討いただきたいと思っていますし、そういう制度設計も含めて、常々考えていただきたいということを申し上げて、本日は終わります。

続きまして、学校給食センターの関係については、昨日の太田議員の質問に対しての教育指導部長の答弁には、私は少々驚きました。自らがこんなことしてはねていくわけですか、除去というのは。個人除去という言葉もお使いになった。

昔、嫌いなものはねていくと。それは違いますよね。ましてアレルギー食、ただいま教育長から御答弁あったように、別な部屋で作ったものですよ。これぐらい除去食に徹底するという話になりますので、それを個人でこれだけやるということについては、ちょっといささかおかしな話ではな

かつたですか。それは間違いないですか、教育指導部長、昨日の御答弁は。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 お答えいたします。

現在、中学校で自己除去を行っているという説明については、昨日申し上げたとおりです。

ただし、レベル1の対応として、事前にこれが自己除去できるものなのか、それが取り分けられないものなのかということについて判断をし、取り分けられないものについては、おかげや弁当、一部持参という対応をしているところでございます。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） 昨日の御答弁の内容についての真意のほどはよく分かりません。

とにかく、給食センターでは、レベル3、除去食ですよね。その後は様々出てきます。大人になってから、自分で対応できるような指導も計画している。私演壇で申し上げました。そういうことですよ。除去食なのです。ただ、教育指導部長がおっしゃるような対応ということについては、本来あり得ないと私思っておりましたけれども、その部分につきましては、今後も様々お話しする場もあろうかと思います。

今回私が一番問題にしているのは、一貫した配膳体制という御説明です。私もその場におりました。検証委員会のときに。お述べになりました。一貫した配膳業務、その意味について、先ほど教育長からもお話いただきまして、一定程度理解する部分はあるにしても、あの段階でのいわゆる配膳補助業務と配膳業務は明確に違う中身であったし、それを説明の中で、一貫したという説明については、これは甚だ問題があると思います。しかもそれは報告書として残っている。

この点については、やはりそれが一番の関心事でいらっしゃる委員の方もいらっしゃったはずです。一貫しているなら安心でないかと。どこも下請を使わない一貫した配膳を行うのだという

ことについて、やはりこういうことを思うと仕方ないかという御判断に至ったかもしれない。

市長にお伺いしますけれども、市長が肝煎り、鳴り物入りでつくられた検証委員会、その場でそういう説明がなされたということについて、私は違った説明だったと思っているのです。そのことによって誤解を呼んでいるとすれば大変なことになるので、もしさうではないとしても、市長、どういうお考えで今いらっしゃるか、お聞かせください。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 この配膳の言葉の意味、特に今、大事なポイントだという御指摘がありました。私の指示でつくっていただいた検証委員会の中の話でありますから、既に教育長は御答弁されておりますが、もう一度、検証委員会の委員長に、教育委員会から、その言葉の意味をちゃんと理解をした上でのことなのかということは確認をしてもらいたいと思っております。

そうした意味では、再検証を行う必要ないとは現時点で思っていますけれども、確認を取りたいと思っているところであります。

○相田克平議長 以上で8番影澤……（「議事進行」の声あり）議事進行、申出。はい。2番成澤和音議員。

○2番（成澤和音議員） 先ほど議会において、本会議で携帯電話の使用が見受けられました。本会議においては、スマートフォン並びに携帯電話の使用に関しては認めておりません。ルールの徹底を議長からお願いしたいと思います。

○相田克平議長 ただいまの申出について、私も確認しておりますので、改善を求めたいと思います。ルールの徹底をお願いしたいと思います。

成澤議員、これでよろしいでしょうか。はい。

それでは、議事進行前に再開し、以上で8番影澤政夫議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 2時07分 休憩

午後 2時18分 開議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に進みます。

一つ、子ども・子育て支援条例を制定してはどうか外2点、7番小久保広信議員。

〔7番小久保広信議員登壇〕（拍手）

○7番（小久保広信議員） 一般質問も3日目となりました。質問者も私で14人目になります。残すところ、私を含めて5人という終盤戦に入ったわけでございます。午後一番の先ほどの緊張感から、少々緩んでまつたりとした雰囲気の中で質問させていただきます。当局の皆さんもお疲れのこととは存じますけれども、真摯な答弁をぜひお願ひをしたいと思います。それでは、私からの一般質問を始めます。

初めに、大項目の1番目、子ども・子育て支援条例を制定してはどうかについてお伺いします。

1日目の植松議員のこども条例の必要性についてと重なる部分もあるかとは思いますが、私からも質問をさせていただきます。

多くの自治体で、子供に関する様々な条例が制定をされています。その目的、規定内容などは様々ありますが、大きく次の4つに分類することができると言われています。

1つ目は、青少年健全育成条例です。青少年の健全育成を目的として、青少年に対する有害行為などを規制することを主たる内容とする条例です。都道府県を中心に、青少年健全育成条例、青少年保護育成条例、青少年愛護条例などの名称で制定されており、古くは昭和20年代から制定されています。

2つ目は、子供の権利に関する条例です。平成6年に児童の権利に関する条約を国が批准した

ことを受けて、子供の権利を保障し、それに関する施策を推進することを主たる目的として制定されている条例です。子供の権利を保障するためには、総合的な内容を定めた子供の権利保障を図る総合的な条例が制定されています。子供の権利の救済のためのオンブズマンや委員会などの設置に関する条例なども制定されています。

3つ目は、子ども・子育て支援に関する条例です。子供に関する施策、子育てに関する施策等を推進するため、基本理念、自治体等の責務や役割、施策の基本方向などを定める条例です。理念的な規定を中心に定める条例や、子供支援及び子育て支援に関して、総合的な施策の推進を規定する条例、子育て支援に関する施策を中心に規定する条例、少子化対策に関する施策を中心に規定する条例、子供の育成に関する施策を中心に規定する条例などがあります。

4つ目は、子供に関する個別条例です。子供に対する虐待、いじめ、受動喫煙、読書活動、表彰、ゲーム依存、食育などの個別分野の施策について規定する条例です。このタイプの条例は、それぞれ児童虐待に関する条例、いじめ防止に関する条例、不登校対策に関する条例、子供の学力・教育環境・遊び場に関する条例、家庭教育支援条例、受動喫煙防止に関する条例、読書に関する条例、ほめる条例、ネット・ゲーム依存症に関する条例、食育・朝ごはんに関する条例などがあります。

このように、子供に関する条例が多くの自治体で制定され、子供の健全育成や子供の権利擁護、子育て支援が行われています。

子ども・子育て支援条例の具体的なものでは、理念的な規定を中心に定める条例や、子供支援及び子育て支援に関して総合的な施策の推進について規定する条例、子育て支援に関する施策を中心に規定する条例、少子化対策に関する施策を中心に規定する条例、子供の育成に関する施策を中心に規定する条例に分けられます。

米沢市は、子供支援及び子育て支援に関して、

総合的な施策の推進について規定する条例をつくり、子供の健やかな成長と学びを確保するとともに、子育て支援の充実を図る条例を制定すべきと考えます。

昭和、平成の時代だけでなく、令和に入ってからだけでも、本市と関係が深い伊達市、福島市、南相馬市や西尾市をはじめ、70の自治体が制定をしています。

このうち、福島県伊達市の条例は、子供支援、子育て支援に関して総合的な内容を規定する条例です。この条例は、伊達っ子と保護者を支援するための基本理念を定め、市及び地域社会の役割を明らかにし、子供・子育て支援のための施策を総合的、継続的かつ安定的に推進することにより、伊達っ子が利益を得られ、元気に成長できるよう、地域のみんなで子育てを推進することを目的にしています。さらに、伊達市条例の22条で、「市は、ヤングケアラーの家族への思いを尊重しながら、必要な支援を行い、伊達っ子の権利及び利益が最大限に配慮されるよう施策を推進する」として、ヤングケアラーに対する支援や配慮について規定をしています。

福島市でも、子供支援、子育て支援に関して、総合的な内容を規定する条例である福島市子どものえがお条例を制定しています。この条例は、魅力ある子育て環境の整備により、子供が福島市に育つてよかったですと誇りを持ち、子育てするなら福島市と称されるよう、子供の育ちを支援するための基本理念を定め、市及び地域社会の役割を明らかにし、市全体で子供・子育て支援のための施策を総合的、継続的かつ安定的に推進することにより、福島市に子供の笑顔があふれる社会が実現されることを目的としています。

南相馬市子ども・子育て応援条例では、南相馬市の子供・子育て支援及び地域社会全体で子供・子育てを応援することについて基本的な考えを明らかにするとともに、周囲の優しく温かな支えや応援により、未来を担う子供たちが夢や希望に

向かって進むことができる、子供たちの笑顔が輝くまちの実現を目指しています。

本市では、子供がつく条例は、例規集を見ますと、米沢市子ども家庭支援推進協議会設置要綱、米沢市子ども・子育て会議条例、米沢市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱、米沢市子どものための教育・保育給付認定等に関する規則、米沢市子どもの貧困対策推進委員会設置要綱などがあるだけです。

米沢市として、子育てするなら米沢市とうのであれば、子ども・子育て支援条例を制定すべきと考えますが、当局の考えをお伺いいたします。

まず、初めに、子ども・子育て支援条例についてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

先ほども述べましたが、子ども・子育て支援条例には、子供に関する施策、子育てに関する施策等を推進するため、基本理念、自治体等の責務や役割、施策の基本方向を定める条例や、理念的な規定を中心に定める条例、子供支援及び子育て支援に関して総合的な施策の推進について規定する条例、子育て支援に関する施策を中心に規定する条例、少子化対策に関する施策を中心に規定する条例、子供の育成に関する施策を中心に規定する条例などがありますが、この子ども・子育て支援条例を米沢市としてどのように捉え考えているのか、お伺いいたします。

次に、米沢市に育つてよかったです、子育てするなら米沢市と市民の皆さんに思ってもらえる施策をどのように考えているのか。また、どのような施策を行っているのでしょうか、お伺いいたします。

最後に、市内外に子ども・子育て支援の充実を図っていくことを宣言する子ども・子育て支援条例の制定をする考えがあるか、お伺いいたします。

市長がホームページの「ようこそ！市長室」で述べられている、県内最高水準の子育て・教育環境を目指します、このようなことが子育て世代を

米沢に呼び込むことにつながります。また、大人が子供や孫たちに「米沢いいべ、帰ってこい」と自信を持って笑顔で言える米沢を必ず実現する。そのためには必要な条例だと思います。子ども・子育て支援条例を制定してはどうか、当局のお考えをお伺いいたします。

次に、大項目の2つ目、妊婦歯科健康診査を実施すべきではないかについてお伺いします。

よねざわ子育てハンドブックの妊婦健康診査の欄に、「妊娠中はむし歯や歯周病になるリスクが高まります。歯周病は早産等の原因になることがあるので注意し、歯科医師に相談しましょう」とあります。

妊娠中は、ホルモンバランスなど体の様々な変化の影響で口内環境が悪くなりがちで、妊娠するとホルモンや体調の変化に伴って口内環境にも変化が起こります。妊娠すると、プログステロンやエストロゲンといった女性ホルモンが増加すると言われています。女性ホルモンは、唾液や歯周ポケットから出てくる液体に混ざって、口の中にも侵入します。女性ホルモンの増加によって歯周病菌の動きが活発になり、歯肉炎が起こりやすくなります。また、体内的免疫力低下に伴い、歯肉の免疫力も低下します。さらに、唾液の分泌量の低下で口の中が乾きやすくなったり、唾液の酸を中和する力が落ちて、口の中が酸性に傾きやすくなったりします。そのため、妊婦の歯科健康診査が重要です。

しかし、妊婦の歯科健診は保険の適用外となるため、病院によって費用が異なります。そのため、多くの自治体では、妊婦歯科健康診査が無料で受けられるところや費用の一部を負担している自治体があります。

県内では、山形市が全額公費負担で妊婦歯科健康診査を行っています。対象者が母子健康手帳の交付を受けており山形市に住所を有する妊婦さんで、母子健康手帳交付時に山形市妊婦歯科健康診査受診票を交付しています。健診時期は、1回

の妊娠期間に1回受けられます。受診の妊婦週数は特に決まっていません。健診内容は、歯科健康診査と歯科保健指導です。健診費用は無料で全額公費負担ですが、その後の治療や精密検査は自己負担です。健診場所は、山形市内の妊婦歯科健診診査実施医療機関で受診します。

山形市のはかに、酒田市や鶴岡市、村山市、寒河江市、上山市、長井市でも同様の妊婦歯科健康診査を無料で行っています。町で行っているところもあります。

本市は、よねざわ子育てハンドブックの15ページで、先ほども言いましたが、「妊娠中はむし歯や歯周病になるリスクが高まります。歯周病は早産等の原因になることがあるので注意し、歯科医師に相談しましょう」との記載で終わっています。妊婦歯科健康診査の重要性をどのように捉えておられるのかをお伺いします。

次に、歯科医師相談ではなく、子育てするなら米沢を標榜しようとするのであれば、無料の妊婦歯科健康診査の実施を行うべきと考えますが、当局はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

大項目の3つ目、二地域居住の促進を図ってはどうかについてお伺いします。

国土交通省によると、二地域居住とは、都市部と地方部の2つの拠点を持つライフスタイルのことを指します。

二地域居住の促進を通じて地方への人の流れを創出、拡大するための広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律が2024年5月15日に成立し、2024年11月に施行されました。二地域居住に関する補助金など、地域活性化へ生かせる政策があります。

地域の活性化には地域づくりの担い手となる人材の確保が欠かせませんが、人口減少が進む日本の全ての地域で定住人口を増やすことはできません。そこで、政府が進めようとしているのが二地域居住です。

二地域とは、都市住民が農山漁村などの地域にも同時に生活拠点を持つライフスタイルで、定住人口ではなく関係人口を増やそうという目的があります。

二地域居住のメリットは、国交省の公式サイトによると、実践者はゆとりある生活が生まれ、雇用主である企業からすると、働き方改革や福利厚生、新規ビジネスの展開につながる可能性があるといいます。

一方、受入れ側からすると、人材不足の解消やコミュニティの活性化につながるだけでなく、地方自治体としても、遊休農地の解消や地域に仕事が生まれるといった経済効果も期待できるといいます。

ただし、二地域居住を実践する上で、住まいをどう確保し維持するのか、仕事をどう確保するのか、副業や兼業に対応した働き方ができるのかどうか、地域コミュニティへの参加などにも課題があります。

このように施策が始まったばかりで、県が二地域居住に関する広域的地域活性化基盤整備計画をつくったときに、市町村が二地域居住の促進に向けた具体的な施策を盛り込む特定居住促進計画を作成できるようになっています。

山形県はまだ広域的地域活性化基盤整備計画が策定されていないようですが、人材不足の解消やコミュニティの活性化に向けた取組を行ってはどうでしょうか。

まずは、米沢市として二地域居住をどのように捉えているのでしょうか、お伺いいたします。

2つ目として、二地域居住の実践に向けた取組の準備を行ってはいかがでしょうか、お伺いいたします。

以上、演壇からの質問といたします。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

〔山口恵美子健康福祉部長登壇〕

○山口恵美子健康福祉部長 私から、大項目の1と2についてお答えいたします。

初めに、1の子ども・子育て支援条例を制定してはどうか、(1)子ども・子育て支援条例についてどのように考えているのかについてお答えいたします。

議員お述べのとおり、他市町村において、子供に関する条例がその市町村の目的に沿って制定されているものと考えております。

他市町村で制定された条例の内容を見ますと、基本理念、市の役割、保護者の役割、そのほか施設、市民、事業者それぞれの役割や施策の方向性が記載されております。

平成27年に施行された子ども・子育て支援法においては、子ども・子育て支援事業計画の策定が市町村に義務づけされるなど、子ども・子育て支援に関する市町村の役割が明確化されたものと捉えております。

子ども・子育て支援事業計画においては、条例に記載の市以外の保護者などの役割を除けば同様の内容が記載されており、子ども・子育て支援事業計画の中で子育て支援に関する事業が推進できるものと考えております。

次に、(2)米沢で育ってよかった、子育てるなら米沢と市民の皆さんに思ってもらえる施策をどのように考えているのかについてですが、米沢市子ども・子育て支援事業計画においては、その基本理念に「子どもの笑顔が輝くまち はぐくみのさと米沢」を掲げており、人と人、心と心がつながり笑顔の中でみんなが育ち、子供や子育て家庭に関わる全ての人が子供の育ちに寄り添い、子供が愛情に包まれ育まれ、子供一人一人の笑顔が輝く「はぐくみのさと米沢」を目指して、様々な施策を推進してきております。

計画の策定に当たっては、各種関係機関や市民の方から構成される米沢市子ども・子育て会議の委員の意見をお聞きしながら進めております。また、5年に1回実施しているアンケート調査により子育て世代が求めるニーズを把握し、施策に反映できるよう努めているところです。

現在、第3期米沢市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて作業を進めており、市民の期待に応える施策の実施に努めていきたいと考えております。

子供に関する計画として、米沢市子ども・子育て支援事業計画のほか、子供の貧困対策を総合的に推進する米沢市子どもの貧困対策推進計画がありますが、今後、これらの計画を一本化し、総合的に子供を真ん中に見据えた施策を講じていく考えです。

続いて、（3）子ども・子育て支援条例を制定してはどうかについてお答えいたします。

（1）で述べたとおり、本市では、米沢市子ども・子育て支援事業計画を策定し、様々な子育て支援施策について目標数値を設けて推進しています。今年度が第2期の最終年度となっています。

令和5年にはこども基本法が施行され、この法律では、子供の定義が年齢で区切るものではなく、心身の発達の過程にある者となり、また、第3期子ども・子育て支援事業計画においては、地域子ども・子育て支援事業の13事業に6つの事業が新たに加えられるなど、子育てに関する新たな方向性が示されております。

このように、子供を取り巻く環境は社会情勢の変化とともに大きく変動しています。このような速い流れの中にあって効果的な事業を推進するためには、中間見直しも行いながら、5年間の目標数値を定め、事業を推進する子ども・子育て支援事業計画は大変有効なものと考えています。条例の制定によらず、子育て支援施策についてはこの計画により推進していきたいと考えております。

続いて、2、妊婦歯科健康診査を実施すべきではないかの（1）妊婦歯科健康診査の意味をどのように捉えているのかについてお答えいたします。

議員お述べのとおり、妊娠中はホルモンバランスの変化やつわりによる食の好みの変化、歯磨き

の不足などにより、歯肉が腫れやすく虫歯や歯周病になるリスクが高まる時期となっています。また、妊婦の歯周病で、早産や低出生体重児が出生する頻度が高まるとの報告もされております。

米沢市歯科医師会からも、妊婦歯科健康診査に関する要望書が提出されており、妊娠中に歯科健康診査を受診することで、妊婦が自身の口腔に関心を持ちよい状態を保つことは、自身の健康管理だけではなく、生まれてくる子供の健康増進や虫歯予防にもつながる重要な健康診査であると認識しております。

次に、（2）妊婦歯科健康診査を実施してはどうかについてお答えいたします。

妊娠中の歯科健康診査は、体調が安定してからの受診が勧められていますが、妊娠週数が進むと腹部も大きくなり、妊婦の負担が大きくなるため、受診が望ましい時期は一般的に妊娠中期の間とされています。このことから、本市では、妊娠初期に複数回にわたり歯科健康診査の受診を勧める周知を行っております。

妊娠届出時に妊婦全員に配付するよねざわ子育てハンドブックによる周知は以前から行っておりましたが、昨年4月からは、妊娠届から約1か月後に送付する出産応援ギフトの決定通知と合わせ、リーフレット「妊娠中の歯の健康」を同封し、セルフケアの方法などの情報提供を行っております。さらに、今年5月からは、米沢市歯科医師会が作成した「妊娠中のお口の変化についてご存じですか？」のリーフレットも妊娠届出時に追加して配付し、分かりやすく妊娠中の口腔内の変化や赤ちゃんへの影響、妊娠中の歯科治療について情報の周知を行っております。

妊娠7か月頃の妊婦を対象とする育児支援を目的としたアンケート調査で、妊娠中に歯科健診を受診したかという質問に対し、令和4年度に歯科健診を実施した者は41%、令和5年度は48%となっており、受診の割合が増えている状況です。しかしながら、まだ受診していない、受ける予定が

ない方は半数以上おり、さらなる受診率の向上に向けた対策を講じる必要があると捉えております。

妊娠中に歯科健診を受診することで、妊婦、そして生まれてくる子供の健康管理や健康増進はもちろんのこと、将来的な医療費の抑制の効果も期待できるとともに、経済的な負担の軽減にもつながる事業であると考えています。今後、財政状況を踏まえながら、実施に向け検討を重ねてまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

〔遠藤直樹企画調整部長登壇〕

○遠藤直樹企画調整部長 私からは、3の二地域居住の促進を図ってはどうかについてお答えいたします。

初めに、小項目1の米沢市として、二地域居住をどのように捉えているのかについて申し上げます。

二地域居住につきましては、移住の新しい形として注目しており、令和3年3月に国土交通省が中心となって設立された全国二地域居住等促進協議会に本市も同年5月から加盟し、様々な情報収集に努めています。しかしながら、全国的に見ても二地域居住に特化した政策の事例がまだ少ないこともあり、本市では、恒久的な移住政策に主力を置きながら、二地域居住の可能性を研究している段階であります。

二地域居住は、地方への人の流れの創出や拡大を図る移住の新しい形としての可能性を感じているところであります。また、議員お述べのとおり、本市にとっても人材不足の解消やコミュニティの活性化などの効果が期待できるほか、空き家の有効活用などにもつながる可能性があるものと捉えております。

次に、小項目2の二地域居住の実践に向けた取組を準備してはどうかについてお答えいたします。

二地域居住におきましても、初めの段階では現在取り組んでいる恒久的な移住施策が活用できるものと考えております。現在も、移住検討者向けの総合的な窓口として本市での暮らし方の様々な可能性について相談を受けておりますし、今年度から拡充している「お試し暮らし体験事業」では、移住検討者一人一人の希望に寄り添った体験プログラムを設定し、就農体験や地域資源の紹介など、本市との継続的な関わりを意識してもらえるような体験事業を実施しております。

今年度の体験プログラム参加者の中には、平日は首都圏で仕事をし、休日等は本市で農業などを楽しみたいという方のほか、冬はスキー場で働きながらウインターポーツを、夏はカヌーなどのアクティビティを楽しむ生活を送っている方もあり、二地域居住の可能性を感じているところであります。

今後は、移住相談の中から、二地域居住に対するニーズの聞き取りなども行っていきたいと考えております。

また、議員お述べのとおり、二地域居住の推進に関して、住まいの確保やテレワークの推進、観光振興などの取組に国の支援が受けられるメリットもありますので、他の自治体の先進事例等の調査も含めて研究してまいります。

私からは以上であります。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） 割とあっさりした答弁だったと思うわけですが、まず、子ども・子育て支援条例の関係でちょっと分からぬ点があるので2つほどお聞きしますが、一つは、児童の権利に関する条約を受けた本市の条例というのはあるのでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 本市では、児童の権利に関する条例は制定していないところです。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） では、先ほど出でいま

したけれども、子供に関する条例を制定しなかった理由というのは、先ほどの答弁のとおりということでおよろしいのですか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 児童の権利に関する条例については、機運の高まりが必要ではないかということで、令和6年6月、遠藤議員の一般質問にそのように答弁させていただいております。

今回、子ども・子育て支援条例ということでの御質問でございましたので、先ほど御答弁した内容になりますけれども、子ども・子育て支援事業計画につきましては、子供の最善の利益が実現される社会を目指す考え方を基本とし、子供と子育てを取り巻く施策の総合的、一体的な推進に努めるものとなっておりますので、こちら条例の制定によらず、事業計画のほうで推進していきたいという答弁とさせていただいております。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） 子ども・子育て支援法の第72条を受けて、米沢市も子ども・子育て会議は設置をされていますけれども、多くの自治体で、その法律を受けて、子ども・子育て支援条例などの子供関係の条例をつくって、それを柱にして様々な計画をつくっているという状況があるのですが、本市の場合、その柱がないのですけれども、その点どのようにお考えですか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 子ども・子育て支援法において、市町村の努力義務とされたのが子ども・子育て会議の設置であり、設置の際は条例を制定する必要があるとなっております。

壇上でも申し上げたとおり、子供を取り巻く環境は目まぐるしく変化する状況にあること、また、条例の記載内容は計画の記載内容と大きな違いがないと考えておりますので、改めて条例化については検討しなかったものです。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） 私は思うのですけれども、条例とは何なのかと。ちょっと事前にお話ししていませんけれども、様々な計画はあります。子育て支援でいうと、子ども・子育て支援事業計画があると、それで対応しているのだというわけですけれども、それと、あと貧困対策があると。様々な子供に関する計画はあります。けれども、その幹となるものが、私は条例だと思うのです。

子ども・子育て支援条例、しっかりと米沢市としては、こういった子供を育てていくのだ、こういった子供たちにしていくのだと、その理念も含めて総合的な施策をしっかりと出していく。

様々情勢は変わります。変わりますけれども、子供というその中心軸のところではそんなに変わらないのではないか。私はそう思うのですけれども、何か様々施策していっても、その中心、柱が米沢市の行政として、米沢市は特に計画行政とずっと前から言いますけれども、計画をつくって、そこで何かくたびれたみたいなそういう計画もありますし、そういう意味でしっかりとした条例をつくっていくべきだと私は思うのですが、いかがですか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 子供に関する条例は、その市町村によって様々な考え方があつて制定されているということを、私も勉強させていただいております。

県内の状況を見ますと、まだそこまで条例化を進めているというところはございません。確かに他市町村と比較するものではないということは十分承知しておりますけれども、本市において何が大切であり、それは条例化すべきものかどうかということにつきましては、今後、他市町村の状況など、また、社会情勢なども見極めながら、引き続き今後、研究、調査させていただければと考えております。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） 研究、調査。ずっといつもいろいろなところで答弁をいただきますけ

れども、国も少子化対策を始めていますが、まだまだ不十分だと私は思っています。

この間、異次元のという話もあったのですが、どこが異次元だったのか、私にはよく分かりませんでした。昔は、半世紀前は、父親1人が働いて、こういうことを言うとちょっと語弊あるかもしれませんけれども、子供2人は養えていた時代があった。しかしながら、今は夫婦共稼ぎで子供1人が精いっぱいだという状況もあるという、そういう家庭が多いと思います。

そういったところも含めて、様々な少子化対策が必要だと思うのですけれども、この米沢市も含めて少子化対策にしっかりと取り組んでいく必要があると思いますし、私はその一環としてというか、その柱として、子ども・子育て支援条例があるのだと思うのです。その点、少子化対策も含めての考えはいかがですか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 少子化対策につきましては、子育て支援策は大変重要な施策の一つになっていると思っております。今は妊娠期から子育て期までに関わる部分を切れ目なく支援していくことで、子育て世帯の方を支えるものになっております。

少子化を考える上では大変重要なものとなっているというのは十分承知しているところではございますけれども、そのほかにやはり少子化対策を考えなければならないものは多くあるかと思っております。全庁的に取り扱っていくべきものと現段階では考えております。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） 子育て支援もそうですし、少子化対策もそうなのですが、これをやつたらうまくいきますと、人口減少対策もそうなのですけれども、これをやつたから全てがうまくいきますというのではないと思っています。そんな施策があったら、どこの市町村でもやっているわけですから。いろいろな施策を組み合わせて、様々

な施策の組合せの中で、少子化対策であったり、人口減少対策であったり、子育て支援対策だと思います。いろいろな施策、いろいろな計画があります。けれども、その真ん中にあるのは何ですかというところなのです。その真ん中が、米沢市は何なのですか。そこが見えない。なので、今回、子ども・子育て支援条例を条例としてつくるべきだと申し上げているのですけれども、米沢市の柱は何なのですか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 現段階におきましては子育て支援策、先ほども申し上げましたように、子供と子育てを取り巻く施策を総合的、一体的に推進していくものが、子ども・子育て支援事業計画になっております。現在は、こちらを柱として子育て支援施策を推進しているところであります。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） そこだと、子供の部分がなかなか見えてこないのですよ。子育て支援はありますけれども。

植松議員が子ども条例をつくれという話をされましたけれども、子供の部分をしっかりと網羅した部分が私は必要だと思います。

ほかの市町村の事例を申し上げようかと思ったので、紹介だけしておきます。福井県越前市では、子供の居場所づくりも、きっちと条例を受けて居場所づくりを小学校区単位でつくっています。

交流のある伊達市などは、伊達市版ネウボラ、子ども・子育て支援ですよね。そういったことを乳幼児から大きくなるまでのその間、一貫して支援をしている。そういうこともやられています。

そういう意味で、米沢市としても、子ども・子育て支援事業計画だけではなくて、そういったいろいろなことを網羅するための柱となるものをつくるべきだと私は思っています。そこは強く申し上げておきたいと思います。

この部分の答弁を求めて、先ほどと同じ話が

繰り返されるのだろうと思いますので、時間もあれなので次に移りますが、妊婦歯科健康診査の部分で、そこまで重要性を切々と演壇で答弁していただきましたけれども、そこまで言うのであれば、何で健康診査をしないのですか。

だって、受診率41%、48%、5割行かないわけですよね。ちゃんと無料の健康診査をしたら、100%とまではいかないまでも、9割を超える100%近い受診率になるのではないでしょうか。その点、いかがですか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 壇上で、妊婦歯科健康診査の重要性につきましては、議員お述べのとおりということで、私もそのように考えております。

こども家庭課としましても、大変重要な課題の一つということで、歯科医師会からも要望が出ていたということで、今後、どのような方法で、今、確かに啓蒙活動をさせていただいておりますけれども、やはり自己負担がなくということになりますと、やはり相当こちらの財源のほうにも影響してきますので、その点を十分に考慮させていただきながら、検討を重ねさせていただければと思っております。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） 財源という話がありましたがけれども、実際には妊婦歯科健康診査、1人当たり幾らぐらいの費用がかかるのですか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 他市町村の例ではございますけれども、1回当たりの健診に大体約5,000円程度の経費がかかります。それに妊婦の人数を掛けさせていただきますと、約180万円から200万円程度ということで試算はしております。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） 米沢市、200万円の支出来ないほど財政状況が厳しいのでしょうか。議会にはそこまで厳しい話は聞いておりませんけれども、ましてや出生数が低下をしている。400

人を切ったと、360人台。

そんな状況の中で、妊娠した子供はしっかりと元気に生まれてきもらいう必要があるので、妊娠中の口腔内の状況で、歯周病であったり、歯肉炎であったり、それは将来にまで影響を及ぼすのだという話がある中で、しっかりと実施すべきだと思うのです。そこら辺、どうなのでしょうか。市長、どうお考えですか。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 御質問ありがとうございます。

妊婦歯科健康診査の件ですが、私も米沢市歯科医師会の先生方との意見交換に、就任以来何度か出させていただいております。その場で必ず話題になります。多くの歯科の先生から、この妊婦歯科健診の意義、必要性、十分聞かせていただいております。

この点については、山口健康福祉部長もるる答弁したとおりでありますので、重要性を認識しているだけではなくて、ではやる方向なのか、やらない方向なのかと言われれば、私としては、時期はともかくとして、やる方向でこれは考えなければいけない話だという認識であります。

ただ、問題はいつできるかということでありまして、これはもう小久保議員に釈迦に説法でありますけれども、今ちょうど予算編成の時期で、そのことを今部内で議論しているわけですけれども、必要性があるという形で今折衝を恐らく内部的にはしているのだろうと思われます。

ただ、少子化対策が非常に重要だということはもう論をまたないわけですけれども、先ほど小久保議員もおっしゃったように、いろいろなことをやらなければいけない。やらなければいけないことはてんこ盛りなわけです。てんこ盛りの中で、非常にここだけにでは全てやっていいのかというのも、これはもう本当に分かりいただけるかと思うのですけれども、そこは、ですからやる方向で考えなければいけないものだというのを私も認識をしているのですが、この時期がどうで、

いつできるかということについては、今まさに部内で議論をしており、その結論を私としても現時点では市長として見守っているというところであります。

ほかに優先しなければいけない事業は正直言つてございますので、そこは本当に今この場でこうですということを、200万円ですから、そんなに巨額な、2億円ではございませんから、そこはよく理解をしておりますけれども、やらなければいけない事業が本当にたくさんある中で、まさにそういう局面で議論させていただくと。いずれやることは間違いない、やらなければいけないものだという認識は持っております。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） 市長は認識あるということで、200万円、2,000万円でも2億円でもなく200万円です。それで妊婦の方が安心して米沢市で出産していただける。山形市、近く長井市でも無料で受けられる。そういったところは、人口減少対策の中でも本当に少ない予算でできる施策の一つだと私は思います。

少子化対策も含めて、小さいですけれども、細かいですけれども、やはりそういったところの積み重ねが大きな、大きな施策になっていくのだと思います。ぜひ、この点については早急に実施をしていただきたいと思いますし、るる問題点は出ているわけですから、そこを安心して健診を受けて、治療が必要であれば治療に、治療になれば保険が適用されるわけですから。その診査が実費、全額自己負担というところで、やはり5割ちょっとの人が行かないということだと思うので、そこをいかにクリアしてもらえるか。100%に近づいてもらうのかということを考えれば、200万円でできれば安いのだろうと私は思います。ぜひその点、早期の実施を強く申し上げておきたいと思います。

最後の二地域居住についてですが、これも企画調整部長おっしゃるように始まったばかりで、今

年の11月に法律が施行になったばかりですので、なかなか先進事例というのではないのだろうと思います。

まず、初めに、県に対して広域的地域活性化基盤整備計画の策定を要望してはいかがでしょうか。その点がまず第一歩だと私は思うのですが、その点どうですか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 現時点では、県から、まだ策定に関する照会など、そういったことは連絡は来ていないということで確認しておるところであります。

ですので、まずは二地域居住に関するニーズの把握ですとか、制度や事例などの研究などを行っていきたいと思っております。

また、機会を捉えて、置賜ですとか、県内の自治体と意見交換しながら、そういった取組についてどうしていくのかというところの聞き取りなどもやればいいと思っております。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） ゼひそこはつくっていただかないと市が動けない部分もあるので、やはりきっちと要望して、置賜全体、広域でやるというのも一つの手だと思いますし、置賜全体で二地域居住について研究していくって実現をさせていくというのも一つの手段だと思いますし、ここはぜひお願いをしたいなと思います。

あと、二地域居住促進協議会というのを、様々な団体でつくっていくことができるということで、本市としてもそういった組織をつくっていくおつもりはございますか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 まずは、県が策定する計画が前提となりますので、当面は県と情報共有していくということが大事かなと思っております。

その上で、市の特定居住促進計画の策定の必要性が出てきましたら、この協議会の組織化も含めて検討していきたいなと思っております。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） そこはぜひお願いをしたいと思います。

この二地域居住ですけれども、先ほどの答弁でいくと、今の移住施策の中で対応できる部分が多くあるということだったわけですけれども、ニーズ調査も含めて、そういったところで、やはりそこをしっかりとどれだけ、聞き取りの中で出たのは「米沢あたりまでってなかなか二地域っていうとないんですよ」という話もあったわけですけれども、そうではなくて、やはり先ほど演壇から答弁いただいたように、様々なライフスタイルの中で生活ができるということを強調していただいて、そこはぜひ進めていただきたいと思いますし、先ほど先進事例を調査してという話がございましたけれども、私からすれば、米沢市が先進事例になつてもいいのではないか。いかがですか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 米沢は、東京から2時間ぐらいで来られるわけですので、時間的な制約としてはそれほどないのかなと思います。そういった中で、二地域居住をされるというニーズも可能性はあるのだろうと思っております。そういったニーズをしっかりと聞き取りをしながら、移住相談など毎年来ているわけですので、そういった方からニーズの相談、聞き取りをしながら、二地域居住としての考えがあるのかどうか、また、そういったものがあるとすれば、どういった施策をすれば米沢市をこの2番目の都市として選んでいただけるのかというところをしっかりと対応していきたいと思っております。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） 私は二地域居住が一番いいとは思はないので、やはりきちんと米沢に定住していただくのが一番いいわけで、そこはそこで進めていただきながら、そういったこともありますよというメニューを増やしていくことで、多

くの人に米沢にも来ていただくことができると思いますので、先進自治体になれるようにぜひ頑張っていただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

○相田克平議長 以上で7番小久保広信議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 3時09分 休憩

午後 3時19分 開議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、市長が思い描く米沢市の観光戦略は外1点、4番関谷幸子議員。

〔4番関谷幸子議員登壇〕（拍手）

○4番（関谷幸子議員） 一新会の関谷幸子です。

3日目も最後となりました。しっかりと努めたいと思います。

質問の前に、昨日、ノーベル平和賞受賞式がありました。私、テレビで見ていましたけれども、地元の方たちはすごく喜んでいらっしゃいました。しかしながら、日本被団協の92歳の田中熙巳さんのスピーチにはちょっと胸が打たれまして、しばらく言葉が出ませんでした。

今年もいろいろな出来事がありました。1月1日には能登半島地震が発生し、また、追い打ちをかけるように、9月には記録的な豪雨が能登半島に災害をもたらしました。山形県でも、庄内地方に線状降水帯が発生し、甚大な水害の被害をもたらしまして、今もって復旧が進んでいない状況です。世界においても、自然災害は多発しております。

また、紛争も続いて終息が見られません。戦禍の映像で見る子供たちの姿には、胸がつまります。日本においても新しい内閣が発足しました。ア

メリカも大統領が替わります。今後どのような時代になっていくのかと思うと、ちょっと不安でございます。

本市の観光においても、コロナ後、厳しい状況の1年と捉えております。

あまり明るいニュースはありませんでしたが、唯一、大谷選手から日本中の人々に感動と夢をいただいたと思います。

今年も残り少なくなりましたが、来る年は明るい年になることを願って、御質問させていただきます。

大項目1、市長が思い描く米沢市の観光戦略はについてお尋ねいたします。

新型コロナウイルスの感染対策も緩和されて、観光客も徐々に増えておりますが、今年度においても、各地で大きな旅館やホテルなどが運営困難で倒産に追い込まれております。山形県天童温泉でも大きなホテルが倒産し、ショックを受けているような状態です。

各自旅行関係者の皆様もいろいろな手段や知恵を出しておりますが、コロナのときに借り入れた資金の返済が始まり、まだまだ厳しい状況にありますので、ぜひ関係事業者に寄り添った側面的な支援が必要と考えております。

今後、どのような施策で米沢の観光を進めていくのか。また、米沢の産業として稼ぐ力につけるには何が必要か。

私としては、米沢の食、特に食文化、代々受け継がれている伝統野菜や米沢のABC、また、お米、漬物などの発酵食品もあるし、歴史文化、人気の戦国武将など、また、四季折々の自然などの素材はたくさんあると思っております。

市長が描く米沢の観光を進めていく中で、どのような形の絵を描かれているのか、お尋ねいたします。昨日の鳥海議員の質問とちょっとかぶるところがありますが、ぜひ、思いをお伺いいたします。

小項目1、本市は、インバウンドの対応について

てどのように考えているのか、お伺いいたします。

令和5年度の外国人延べ宿泊者数は、令和4年度と比べて約10倍以上に増えております。山形県でも令和4年度と比較しても、令和5年度は確実に増えておりますが、東北6県の中では、秋田県に次いで下から2番目であります。本市においては、そんな山形県の中でも非常に少ない数値です。第4期米沢市観光振興計画概要版の基本方針4のインバウンド観光の推進には、インバウンドは、「今後もコロナ以前より大きく成長すると予測されます。拡大する市場に対応するため、必要な対策を実施することが重要」と記載されています。

1つ、インバウンドの推進のためのプロモーション・コンテンツ造成。

2つ、外国人観光客受入環境整備。

3つ、インバウンド対応人材の育成を挙げているが、現在、どのような状況かお伺いいたします。

滑川温泉や大平温泉は外国人客が増えてきているという情報があります。一定の効果はあったと思います。しかしながら、全体的にはまだまだ厳しいところです。新たな戦略があるのか、お伺いいたします。

小項目2、本市の国内旅行受入れをどのように進めていくのか、お伺いいたします。

コロナの対策も緩和されて、国内旅行も増えてまいりました。団体旅行から、少人数のプライベート旅行や御夫婦の旅、また、イベントなど、子供と一緒に行く家族旅行の旅、スタイルが大きく変わっており、旅行の形態も変化しています。

また、一部の観光地では、オーバーツーリズムなど、地域に大変迷惑がかかるほどの観光客が来ているところもございますが、本市においてはまだまだ厳しい状況に置かれております。

本市には魅力ある温泉が8湯あります。自然もあります。のんびりゆっくり過ごすことができることは、欧米の人々にとってとても魅力で、滞在型の観光として向いていると思っております。ここに力を入れていくべきと思いますが、いかがで

しょうか。

また、地域資源の活用や地域の人々との交流といったライフワークなどを取り入れ、地域社会との調和の取れたグリーンツーリズムなどの新しいスタイルの旅行などと親和性が高いのではないかと思いますが、お考えをお伺いいたします。

小項目3、米沢市観光振興計画の次期計画策定に向けた取組についてお伺いいたします。

観光は、本市においても経済に重要な役割を担っており、一大産業と自負しております。次期計画策定においても、前向きな計画を策定していただきたいと思います。

策定に当たっては、観光関係者との意見交換を十分に交わしていただきたい。また、異業者や市民の方々の意見も聞き入れた計画策定にしていただきたいと思います。掲載については、具体的な策を取り入れてつくることを望みます。この策定においては、もう少し簡潔に優先順位をつけて、実行できる計画としてつくりいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

大項目2、西吾妻山×天元台高原×白布温泉エリアリボーンプロジェクトについてお伺いいたします。

このプロジェクトは、今期5年目を迎えて終わりになります。まず、5年間の経過をお伺いいたします。

このエリアは、本市においても重要な観光のスポットで、資源であります。何より、本市の財産です。

お伺いいたしますが、天元台をはじめ、白布温泉のエリア整備を進めたり企画を行ったりして取り組んでまいりしたが、成果はあったのか。また、課題は見えてきたのか。今後の進め方について、市はどのように関わりを持つのか、お伺いいたします。

このたび、ヤフー検索のビッグデータを基に、今シーズン注目の温泉スポットなど、温泉に関する人々の興味・関心を分析したレポートが公開さ

れました。

その中で、2023年8月から10月と2024年8月から10月を比較して、検索数が伸びた温泉スポットランキングも発表されました。1位は伸び率123.8%の山形県白布温泉です。ちなみに、2位は山形県肘折温泉、3位は静岡県修善寺温泉、4位は福井県あわら温泉、5位は栃木県喜連川温泉となっております。

この結果から、一定の成果はあったと思っております。ただ、ここはほんの入り口で、いかに来ていただかが問題だと思いますので、今後の対策が重要と考えますが、どのようにお考えか、お伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○相田克平議長 近藤市長。

〔近藤洋介市長登壇〕

○近藤洋介市長 関谷議員にお答えをいたします。

初めに、私から、1、市長が思い描く米沢市の観光戦略についてお答えいたします。

現在、本市では、令和8年度から始まる次期米沢市まちづくり総合計画の策定に向けた作業を進めています。

この計画では、人口減少と高齢化という大きな課題に立ち向かい、市民一人一人が幸せに暮らせる持続可能な好循環なまちづくりを目指すことをしております。特に、10年後、また、20年後のあるべき米沢の姿を明確にし、そこから逆算をして人口減少に歯止めをかけ、魅力を高める施策、必要な施策を講ずる、いわゆるバックキャストの手法を取るべきと考えます。その際、総花的な取組ではなく、優先順位を明確にし、大胆な改革も視野に入れてまいります。

このような考えの下、私が思い描く米沢市の観光戦略は、次のとおりであります。

本市は、誰もが知っている伊達のふるさと、そして上杉の城下町であります。本市の歴史と文化を生かし、魅力のある町並みを創出するとともに、歴史的建造物の保存・活用や、市民参加によるま

ちづくりを進めることで、より一層魅力的な観光地へと発展させていきます。

次に、本市の魅力は、何といっても食と観光であります。米沢牛やかてものといった本市の豊かな食資源を観光資源としても最大限に活用し、食体験型観光や、温泉、食、歴史を組み合わせたツアーナなどを展開することで、観光客の満足度向上を目指していきます。

国内の他の観光地と比べ、やや出遅れているインバウンドの拡大も急務であります。担当部長から御答弁をいたしますが、地域別では、特に台湾については、米沢観光コンベンション協会が台湾の団体・企業との関係、交流を深めております。SNSなどの発信力も含めて強化し、官民一体となつた取組を強化してまいります。

観光振興は、本市単独の取組だけで完結するものではありません。置賜3市5町、福島県会津若松市、喜多方市、福島市、相馬市など、周辺地域と、または他県との連携を強化し、広域的な観光ルートの開発や共同プロモーションを展開することで、より多くの観光客を誘致し、地域全体の活性化に貢献をしてまいります。

人口が減少する中で、観光は、交流人口、関係人口を増やし、ひいては地域経済を活性化する大きな柱であります。本市を国内外から多くの人々が訪れる魅力ある観光都市へと発展させるべく、全力を尽くしてまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 安部産業部長。

〔安部晃市産業部長登壇〕

○安部晃市産業部長 私からは、初めに、1の(1)本市はインバウンド対応についてどのような考えでいるかについてであります。

まず、近年のインバウンドの現状について申し上げますと、関谷議員の御説明にもありました、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年以降、インバウンドは大幅に減少しましたが、令和4年から5年にかけて、国際的移動制限の緩

和や予防対策の進展により、急速に回復してきていることは御承知のとおりです。

本市のインバウンド宿泊者数についても、観光庁の宿泊旅行統計調査の集計によると、令和4年には1,587人であったものが、令和5年には3,242人と増えている状況です。

インバウンドを誘致することは、本市の宿泊施設や飲食店、お土産店など、地域内の様々な産業に経済的な波及効果をもたらすとともに、本市の豊かな歴史文化に触れていただくことで、本市の魅力を世界に発信し、地域ブランドの向上にも結びつくものでありますので、観光施策の柱の一つとしてしっかりと取り組んでいかなければならぬと考えています。

そこで、近年のインバウンドのニーズであります、これまで日本人があまり注目したり、感じてこなかつたりしたものにも関心を持たれるなど、多様化しています。また、主にSNSや口コミサイトを活用して情報を収集し、旅行先の選定、観光プランを立てるようになっていることから、オンラインでの情報発信の重要性がさらに増していると感じているところです。

このため、昨年から、国外に向けて6か国語で情報発信が可能な多言語版情報サイトを活用し、本市の産業や特産品を広く周知することに努めてきたところです。

また、各国の旅行博覧会などへの参加を通じて、直接的な訴求を図ることも効果的であることから、今年も台湾の旅行博に参加をしたところです。

次にインバウンドの受入れ環境整備の面については、昨年から、外国人旅行エージェントや海外メディアを対象としたファムツアーやを実施し、外国人目線で本市の観光資源や観光インフラを実際に体験してもらい、インバウンド客にとっての利便性や満足度向上に向けた課題の抽出に努めているところです。今後、そこで得た課題を基に、観光案内や観光施設、交通手段などの受入れ環境における改善点を整理し、計画を立てながら、受

入れ環境の整備につなげていきたいと考えています。

また、インバウンド誘致推進の面では、このファムツアーやを通じて関係性を構築した台湾の旅行エージェントと協業し、現地の市場に即した効果的なプロモーションや商品造成を行い、本市の観光資源の魅力を海外市場に発信することで、インバウンドの増加を目指していきたいと考えています。

特に、台湾の旅行エージェントとの協業に関しては、具体的な旅行商品を造成いただき、現地にて販売、送客していただける関係まで深化してきております。

しかしながら、送客いただいたインバウンドに対して、宿泊施設の手配、交通手段の確保、観光地の案内、アクティビティの予約など、インバウンドが快適に過ごすための様々なサービスを提供する役割を担うランドオペレーターが不足しているという課題があります。このランドオペレーターは、旅行業法に定める旅行サービス手配業ですので、今後、地元の旅行エージェントと話し合いを行いながら、その役割を担っていただくななど、課題解決に努めてまいりたいと考えています。

次に、外国人インフルエンサーを活用した事業についてですが、インフルエンサーが持つ影響力はますます増大しており、特に若年層を中心としたインバウンドの誘致において、その効果は顕著であると認識しています。

本市におきましても、今年度のアニメツーリズム事業において、著明な外国人インフルエンサーを活用し、2月の雪灯籠まつりに合わせて、今年本市を舞台に公開されたアニメ「好きでも嫌いなあまのじやく」の聖地巡礼を行い、これをSNSで配信する取組を計画しており、そのフォロワーに対して、今回のアニメをフックに本市の観光地や地域の特産物を紹介し、共感を持って受け止めていただることで、実際に訪問していただくとい

った動機づけにもつながるものと考えています。

次に、(2)の本市の国内旅行受入れをどのように進めていくのかについてであります、コロナ禍を経て、旅行形態には幾つかの顕著な変化が見られました。

第1に、旅行者の意識が大きく変わったことが挙げられます。新型コロナウイルス感染症流行の影響で、旅行者は健康や安全を最優先に考えるようになり、人混みを避け、感染症対策が施された施設やサービスを選ぶ傾向が強まりました。

次いで、従来の大人数での団体旅行から、少人数でのプライベートな旅行や家族単位での旅行が増加しました。また、自然やアウトドアを楽しむアクティビティへの関心が高まり、都市部から離れた地方への旅行が注目されるようになっています。

さらに、デジタル化が進展し、オンライン予約やデジタルチケットの普及により、非接触型のサービスが増え、旅行者はスマートフォンを利用して、事前に情報を収集し、予約を行うことが一般的になっています。

また、持続可能な観光への関心も高まっています。多くの旅行者が、環境への配慮や地域社会への貢献を重視するようになり、サステナブルな旅行が注目されています。

以上のことからも、関谷議員のお話にありました、例えば温泉地域を活用した滞在型旅行の促進などは、コロナ禍後の新しい旅行形態に合致した、また、観光資源の有効活用の面からも、非常に重要な御指摘です。特に、お話のありました温泉地での滞在型旅行にグリーンツーリズムを組み合わせることは、非常に有効な戦略であると考えています。

本市におけるグリーンツーリズムの現状であります、市農政課が事務局を務めています米沢市農泊受入推進協議会が主体となり、南原の関地区を中心に受入れ活動を行っております。

これまでには、主に千葉県や宮城県の中学校の教

育旅行の受入れに力を入れ、平成25年度から令和元年度までの受入れ実績は864名となっていました。しかしながら、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響のため受入れが中止となり、その後、お越しいただいておりました中学校におきまして修学旅行の形態が見直され、現在は受入れがなくなってしましましたが、台湾などの海外の学生を中心とした受入れについては継続して行っているところです。

こうしてグリーンツーリズムを推進してきた中で、訪れた学生や観光客からは、「地域独自の文化や伝統を共有することができた」、「農村での体験が貴重な学びの場となり、自然との共生や食の大切さを実感することができた」、また、「ストレスが解消され、リフレッシュする機会となつた」、「地元の人々との交流が深まり、忘れ難い思い出をつくることができた」などの感想をいただいております。

このように、グリーンツーリズムは、本市における地域資源を生かした滞在型観光を進める上で欠かせない要素の一つとして捉えています。温泉地域と組み合わせることで、新たな需要に応えていけるものと考えています。

次に、（3）の米沢市観光振興計画の次期計画策定に向けた取組についてですが、令和8年度からの新たな観光振興計画について、今年度から観光振興委員会において御審議をいただいているところです。

計画の策定に当たりましては、観光関係者のみならず、異業種の方々からの意見を積極的に取り入れることが重要であることから、その委員には、旅行交通事業者や観光物産、農業、商業、国際交流、温泉、教育、福祉、まちづくり団体といった13の分野のほか、公募委員の1名の方を含めた皆様方にお願いをいたしました。

また、関谷議員の御質問にあります具体策を盛り込んだ計画づくりにつきましても、明確な目標や指標を設定し、そのために必要な具体的な施策

を示すことが重要であると認識しています。

このため、施策の推進主体となるべき役割分担、それを実行するための想定される事業費についても、可能な限り深掘りしてまいりたいと考えております。

現在、本市では、米沢市版DMOを中心に観光DX事業を推進していますので、その取組を通じて集約した事業者からのアンケートやヒアリングによるデータも最大限活用していくほか、今後も定点でアンケートを実施しながら、導き出された地域の特性、課題解決に向けた施策を計画に盛り込み、本市の観光振興の基本となる計画を策定してまいります。

次に、2番、西吾妻山×天元台高原×白布温泉エリアリボーンプロジェクトについてお答えをいたします。

初めに、お尋ねがありました本プロジェクトの経過ですが、令和元年度に、白布温泉観光協会などの地元関係団体の皆様から、西吾妻山・天元台高原・白布温泉を一体のエリアとして捉え、魅力あふれるエリアに再生したいとの強い意向を受けまして、国の交付金を活用した事業として立ち上げました。

そこで、プロジェクトの成果についてですが、このプロジェクトに取り組む以前は、各種プロモーションや誘客イベントなどについて、天元台と白布温泉の連携が十分でなかったことにより、エリアの魅力を十分にアピールできず、入り込み客数の減少が続いておりました。

この課題を解決するため、初年度からの取組の柱として、エリア内の関係者が連携して各種事業を運営していくための計画策定や体制の構築に努めたところです。

体制構築につきましては、令和2年度にエリア内の全関係者、加えて金融機関を含む関係団体及び市で構成いたします天元台×白布リボーン協議会を設立しましたが、令和3年度からは、天元台と白布温泉の連携をより強化するため、天元台

が中心となって実施する誘客事業などにも白布・新高湯温泉からも担当者として参画をしていただき、共同で企画運営を行う体制へと移行いたしました。さらに、事業担当者間におきまして、毎週の会議を通じて事業の進捗状況を共有し、連携強化を図るとともに、エリア内の情報共有を図ってまいりました。

事業運営に関しましては、令和3年度から開始した天元台アップデート事業では、協議会メンバーの人脈を生かし、国内外で大きな影響力を持つプロスノーボーダーを招聘してプロモーションを開催し、冬の人気イベントとして定着をしております。これは、天元台単独の取組では実現が難しかったものであり、エリアが一体となって取り組んだことによる大きな成果の一つであると捉えています。

次いで、本プロジェクトの中では、広報宣伝プロモーション事業を重点事業と位置づけ、専門家のアドバイスの下、各温泉旅館のウェブサイト、SNS、プレスリリース配信サービスなどを活用した情報発信戦略を構築しました。さらに、お話をありましたが、温泉旅館のおかみさんたちが中心となり、エリア公式のウェブサイトを新たに立ち上げ、地域住民ならではの視点から、観光スポットの紹介やイベント情報の発信を継続して実施してきました。その結果、最近のヤフー検索における温泉地の検索伸び率ランキングで全国1位を獲得するなど、認知度向上につながっていると考えています。

また、拠点整備事業に関しては、観光客の満足度向上と滞在時間の長期化を目指し、年次計画に基づいて進めてまいりました。白布温泉では、白布大滝に安全かつ容易にアクセスできる参道を整備したほか、温泉街の中心に「やまの湯けむり広場」を設け、気軽に立ち寄れる休憩スペースを整備し、エリア内におけるにぎわい創出を図りました。

一方、天元台におきましては、ロープウェー湯

元駅にデジタルサイネージを設置し、ロープウェー利用客に対し、白布温泉各旅館の日帰り入浴に関する情報をリアルタイムで発信することにより、エリア全体の周遊促進に努めてきたほか、雪上遊覧用圧雪車キャビンを導入し、スノーシーズン期における新たなアクティビティとして、スキーヤー以外の新たな顧客獲得の面でも効果があったものと認識しています。

以上の取組の結果、プロジェクトKPIの一つであります天元台と白布温泉街のエリア一帯を回遊した入り込み客数は、直近の令和5年度において、目標の2,000人を上回る2,124人を達成しております。加えて、このプロジェクトを通して、地元企業や地域住民がエリアの現状を改めて認識し、エリアの再生に向けて一体となって取り組むという意識が醸成されたことも、大きな成果であると考えています。

次に、プロジェクトを実施しての課題についてですが、このエリアの観光を推進する上で主体となる地域の人々が、組織の垣根を越えて連携し、プロジェクトを自ら運営していくとともに、地域の資源や魅力を磨き上げ、付加価値を高め、より多くの収益を生み出す仕組みづくりが必要であると考えています。

現状としては、エリア全体の観光入り込み数は、いまだコロナ禍以前の水準にまでは回復しておらず、十分な自主財源の確保が難しい状況です。そこで、これまでの実績、経験を生かし、「手ぶらでキャンプ」や圧雪車キャビンを使ったスノーアクティビティなど、収益が見込める新たなアクティビティを展開し、観光客誘致を強化し、さらにクラウドファンディングなども含め、幅広く収入の確保を検討し、持続可能な事業運営を目指す必要があると認識しています。

最後に、プロジェクトに対する市民の反応についてです。

このプロジェクトの推進に当たりましては、実施状況の見える化を図るため、広報よねざわでの

プロジェクト紹介や、エリア公式ウェブサイト、SNSなどで積極的な情報発信に努めてまいりました。また、紙媒体の広報紙「リボーンだより」を毎月発行し、地元南原コミュニティセンターの協力の下、南原地区、閑地区への全戸回覧を行ったほか、市内の小中学校、コミュニティセンターへのチラシ配布など、市内の幅広い層への周知に努めてきました。

これらの取組から、交流拠点スペースの整備や誘客イベントの実施に当たって、ボランティアとして参加してくださる市民も増えており、プロジェクトの進捗に伴い、市民の皆様の関心も高まっているものと認識しています。

私からは以上です。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○4番（関谷幸子議員） 御答弁ありがとうございます。

まず、市長、先ほど壇上からお言葉ありましたけれども、やはりトップは大事だと思っています。トップの考えというのは、やはり皆さんに反映するわけですから、ここはしっかりと自覚を持ってやっていただきたいと思っております。

観光はもう産業ですから。上杉鷹山ではないのですけれども、産業振興というのは、やはり経済に大きく影響すると私は思っております。そこはしっかりとお願ひしたいと思います。

次に、インバウンドに関してなのですけれども、データを言いますと、やはり山形県においても、米沢においても、徐々に回復はしておるということなのですが、データを見る限り、非常にその差があり過ぎて、東京とか北海道とか大きいところ、沖縄とか京都なんかは桁が違うぐらい伸びているのです。だから、そこで必ずしも、これ考え方なのですが、一応米沢としては、インバウンドは施策として進めていくというのだけれども、いや、ここにあまり力を入れなくてもいいのではないかという考え方もあるのではないかと思うのですが、そういう考えはないですか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 インバウンドにつきましては、国内の需要といいますか、そういうものが縮小傾向にありますので、ぜひ観光施策の柱の一つとして力を入れていきたいと考えています。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○4番（関谷幸子議員） それでは、そういう意向で施策をつくっているわけですから、しっかりとインバウンドに対応していっていただきたいと思います。

また、台湾だけでなく、台湾は友好都市と思っておりますけれども、台湾、実は日本中が狙っていますよね。だから、そこだけではなくて、ほかの地域も友好都市になったらいいのではないかと思いますが、その辺の考えはどうでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 山形県全体のインバウンドを見ますと、庄内から台湾の方、または仙台からも入ってこられる方が圧倒的に台湾の方が多いとなっています。しかしながら、関谷議員のお話にもありましたけれども、市内の人を見ますと、これまで見られなかった例えばチェコの方であったり、そういう方が見えられてきているということも、報告としていただいております。

ですから、壇上で申し上げましたけれども、多言語情報サイトの情報発信に今努めておりますので、台湾にもちろん力を置きつつも、幅広い皆様方に本市の魅力、物産品であったり、様々な情報をお伝えしていく、そういうことが大事だと思っております。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○4番（関谷幸子議員） 山形県にいらっしゃっている台湾といいますか、インバウンドのお客さんなのですが、一番多いところは立石寺になっているのです。2番目が蔵王の樹氷、3番目が銀山温泉、4番目が霞城公園、5番目が加茂水族館。ここがすごく、私としては当事者からお伺いはしているのですが、6番目に東光の酒蔵が入っている

のです。7番目に蔵王温泉で、8番目に文翔館、9番目に上杉神社、10番目に羽黒神社となっております。

東光さんは、やはり独自で観光客を誘致しているのか、ツアーを組んでいるのか分かりませんけれども、前からそういうお話を伺っていましたが、そこは広がらないというか、やはり温泉はほとんど入っていないのです。そこからの米沢市に、例えば温泉なり何なりという広がりが見えないのですけれども、その辺はどのように捉えているでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 山形県全体の外国人旅行者、インバウンドの受入れ実績に加えまして、そこに置賜地域の受入れ実績を見ますと、令和5年度で県全体の約1割程度が置賜地域という形です。これも中で分析をしておりますけれども、先ほども申し上げましたが、インバウンドの方が見えられるルートが庄内、酒田港を通じた庄内と、あとは仙台空港を使った受入れというものが中心となってしましますので、どうしても庄内であったり、あるいは村山地域、そういうところに集中しているのではないかと分析をしています。

そこからなかなか内陸のほうまでインバウンドの方が来られないというところが大きな課題であります。やはりインバウンドについては、単に1拠点だけでなく、様々な地域、広域交流の流れが大事だと思っておりますので、そういうところからぜひこちら、米沢、置賜のほうにも立ち寄っていただけるような、そういう旅行商品であったり、プロモーションをしていくことが大事だと思っています。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○4番（関谷幸子議員） 確かにお伺いするところによりますと、本当に少ないとは感じておりますけれども、滑川温泉とか、壇上でも申し上げましたが、大平温泉なんかはもう増えているということなのです。これはやはり個人の客が多いのだと

思いますけれども、逆に白布さんなんかはあまりインバウンドは来ていないということなので、何か同じ状況でありながら、その辺の話合いというか、何でそこに行くのかというお話というのは、インバウンドの方から情報としてお聞きしていることはありますか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 一般的なことになりますけれども、やはり大自然であったり、アクティビティであったり、あるいは秘湯、そういうものに大変興味を持たれています。我々日本人が普通あまり感じなかつたものに対して、外国の方が興味・関心を持たれているということから、秘湯であったり、そういう自然に引かれたり、そういう部分にインバウンドの皆様の興味が当たっているのではないかと思っています。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○4番（関谷幸子議員） 私どもも頑張りますので、米沢市も一緒に力を合わせて頑張って、市長、お願いいたします。

それから、国内旅行に関してなのですが、先ほど産業部長が壇上からおっしゃられましたように、アニメツーリズムの「好きでも嫌いなあまのじやく」のアニメがロケーションジャパンにノミネートされたのです。だから、それなりの効果はあったのかとは思っております。市でも頑張ってくれたのだなという認識はしております。

いろいろな政策を米沢市でも行っていただいておりますが、先ほど申しましたように、滞在型も当然なのですけれども、やはり温泉と健康ということについて、温泉に入ると健康になるということを全面的に押し出してもいいのではないかと思っておりますが、その辺はどうでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 温泉を利用した健康法をテーマとした旅行ということだと思います。心身のリフレッシュ、あるいはストレス社会の影響から、そういうものを求める人々というのが増加して

いると思っております。温泉はやはりリラクゼーションであったり、健康促進に寄与するため、小野川温泉など、観光資源としてのポテンシャルが高いと思っております。

今、お話をありましたけれども、例えば御提案のような温泉をキーにした旅行商品を造成するということは、非常に本市への観光客の誘客についても大変重要なものだと思っておりますので、ぜひ関係者の皆様とお話しをさせていただくなど、そういう機会をつくっていきたいと思います。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○4番（関谷幸子議員） なぜかといいますと、ここに来て、非常に温泉と健康というのが認識されていまして、私が尊敬するレジェンドの82歳の天野恵子医師、お医者様がいらっしゃるのですが、「健康で長生きするには、運動と入浴だ」とおっしゃっているのです。それはいろいろな本で広まっておりまして、やはり温泉を利用した健康法というのは大事かと思っています。

早坂信哉先生という方は温泉療法の専門医でありまして、各温泉地で講演なり、いろいろなことをなさっています。この先生も、温泉に月に2回入っただけでもすごく違うという見識を持っていらっしゃって、小野川温泉は還元力とか殺菌力、また、皮膚病なんかにも効きますし、白布温泉なんかはやはり婦人病とかに効くと聞いておりますけれども、そういっただけでなくとも、リラックスするだけでもやはり健康なのだということを思っております。ぜひここは進めていきたいと思うところでありますので、よろしくお願ひいたします。

もう一つなのですから、第4期米沢市観光振興計画についてお伺いしたいのですが、これすごくボリュームがあって、96ページあるのですけれども、もう少し簡潔にして50ページぐらいでいいのではないかと思います。概要版を見ると、4ページしかないので、これではちょっと代表のあ

れだけだとは思いますけれども、やはりもうちょっと実際できるようなことを掲げていっていただきたいと思います。

なぜかといいますと、その施策の53ページの中に、スポーツツーリズムの推進とあります。これは5年間なので、令和3年から令和7年なのですが、市民の健康推進や競技力向上及び地域活性化を目的とし、米澤上杉城下町マラソンの開催や、スポーツ少年団から大学生、社会人等を対象にスポーツ合宿の誘致を推進するということが掲げてありました。

まず、マラソン大会がなくなりましたし、この合宿というのはどのぐらい誘致されたか、分かりますでしょうか。まだ7年度までは行っていないのでもう少しあるとは思いますけれども、その辺どういう状況か、分かりますか。もし分かったら教えていただきたいと思います。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 まず、米澤上杉城下町マラソンですが、今年度休止とさせていただきました。これにつきましては、平成27年度の初回の大会から昨年大会まで、参加者数が募集定員に達したことは全くありませんでした。本市の財政負担に見合った事業規模とはなっていないということ、また、市民の健康増進や競技力向上、それから地域経済の活性化等の面からも、効果が限定的であるということから、大会の在り方、運営方法などについて検証を行う必要があると考えまして、今年度休止としたものであります。

それから、合宿誘致事業でございます。近年のこの誘致事業の実績を申し上げます。令和4年度は1件で延べ210名、令和5年度は8件で延べ1,122名、今年度は11月末現在ですが、4件で延べ667名の大学生、それから指導者の方々に、本市に宿泊いただいております。また、地域経済への効果といたしましては、宿泊費、昼食代、本市内の交通費などにより、効果額を令和4年度はおよそ148万円、令和5年度は約1,020万円、今年

度につきましては約670万円と推計しておりますが、一定の効果を上げているものと認識しております。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○4番（関谷幸子議員） それでは、一定の効果はあったと認識してよろしいのでしょうか。これは今後も継続して進めていきたいと。なお努力してまいりたいと思います、私どもも。よろしくお願ひいたします。

次に、リボーンプロジェクトなのですが、産業部長がおっしゃったように、やはり効果はあったというのは私も認識していまして、地元の人に聞いていただいても、とにかくおかみさんたちが元気になったと。いろいろなアイデアを出して、一生懸命交流を持つようになったということが一番大きいと私は思っております。

今までフェイスブックとか、そういうものもなかったのだけれども、各自で開催してやっているということが大きかったという地元の方のお声が多かったように思います。

各自それぞれ天元台、白布温泉、頑張っているのだとは思いますけれども、なかなか米沢市民の方にその効果が頑張っているかどうかがあまり伝わっていないような私の印象です。

私が残念だと思っているのが、その天元台という名前の由来は、囲碁から取ったと聞いているのです。調べたところ、昭和40年にこの地域が開発されるに当たって、当時の市長が「天元」と命名されたと。それは、碁盤の中心であって、ここが世界の中心だという意味でつけたということを言われております。

なぜかといいますと、囲碁大会とか、そういう催しをイベントとしてやってもよかったのではないか、これからやってもいいのではないかと思うのです。そうしたら、このリボーンプロジェクトの地域再生計画のところに、やりますみたいなことが書いてあったのです。2020年の4月1日から2025年の3月31日の期間で、「囲碁アマチュア

戦・天元カップの開催。天元台の名前の由来となった囲碁盤の目の中心を示す「天元」にちなんだ囲碁アマチュア戦の開催を通じて、知名度向上と誘客の効果を上げる」とちゃんと明記されていたのですけれども、この囲碁の大会というものはやったのでしょうか。何か全然情報入っていないのですけれども。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 実施をいたしましたけれども、初回はちょっと天候が悪くて、集客に大変苦労したというのが実情です。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○4番（関谷幸子議員） 山形県において、天童は将棋で頑張っているわけですけれども、米沢もこういうところがあるので、なかなか今の産業部長の答弁では厳しいということでしょうけれども、少しずつそういうことを通じてやはり知名度を上げるというか、これも一つのイベントとして成り立つかと思いますが、今後はどのような、全くなくなるということなのでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 令和7年度からが実際、自走の時期になりますけれども、そのイベントにつきましても、継続していくかどうか、今、来年度の事業について関係者で協議をしているところです。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○4番（関谷幸子議員） これはやったほうがいいと私は思っております。

ちょっと前に戻りますけれども、一番最後に、令和2年度に「米沢の魅力を磨き上げ、行ってみたい観光地米沢に関する政策提言」が出されました。その中で注目したのは、7項目ありましたけれども、2番目の「自分たちの住むまちに対する誇りや自信といった心の醸成」、あと4番目に「市民自らがまちを育てる、磨き上げる熱意を育む景観形成」という項目があったのですが、ここが私は非常に重要なことではないかと。自分の

住んでいるところがいかにすばらしいところか、いいところを見つけるという、どういうところに住んでいるのかというところを知ることが大事だと思います。

ちょっと前ですが、高校生に伺つたら、「いいところない」と言うわけです。「雪は多いし」とか。けれども、私は、雪は財産だと思っております。数年前に琉球大学の学長が見えたときに、すごい大雪のときにいらしたら、「これは財産ですね」とおっしゃったのですよ。だから、ここに住んでいれば邪魔者かもしれないけれども、やはり水不足とか、ないところに住んでいる人たちというのを、やはりそれぐらいの思いがあるのだと認識しました。

三沢東部小学校、もうなくなりましたけれども、7年ぐらい前に修学旅行で6年生が、自分たちの住んでいるいいところを勉強しながら、上野駅のプラットホームで、お客様に「米沢って、小野川っていいところですよ」というのをPRしていました。担任の先生の思いだったらしいのですけれども、5年間ぐらい続いたのです。お客様、来たのです。子供たちがそうやって上野で、上野駅というのは東北地方の出入口ですから、東北地方に住んでいる方が多かった。父兄の方たちもお手紙頂いたり、とてもいい経験だったと。

だからやはり地元を知る、自分たちがどういうところに住んでいるのかというのが、これから観光においても、やはり私たちがよそに行ったら、「米沢っていいところですよ」と言える、この政策提言に書いてあるところが、私は非常に一番大事なことかなと思っております。最後に市長、こういうことについてどう思いますか。

○相田克平議長　近藤市長。

○近藤洋介市長　こういうことというのは、観光全般というか、最後のシビックプライドのお話ですか。

○相田克平議長　関谷幸子議員。

○4番（関谷幸子議員）　自分たちが住んでいるま

ちがいいところだと。

○相田克平議長　近藤市長。

○近藤洋介市長　人様に勧めるときに、自分たちが満足しないものに、それは観光に限らずだと思いますけれども、食べ物でも何でも、やはり自分たちが満足して、自分たちがおいしい、自分たちがすばらしいと思えることが一番だと思いますし、そこに住んでいる人たちが輝いていなければ、観光客のお客様が来たときに、そこに住んでいる米沢市民がずっと下を向いていると、恥ずかしくてPRできないなどという状況になっていたら、それはそういうところに人が来るはずがないわけであります。

かねてから言うように、米沢はすばらしい先人たちがいて、すばらしい先輩方がこのまちづくりをしてきたという実績はあるわけですが、今を生きる我々がハッピーでなければ、観光もおぼつかないということは全くそのとおりであります。

したがって、既に小学校にはそれぞれ鷹山公なりが掲げられて、私はシビックプライドが高いまちだと思っていますけれども、より誇りの持てるまちにすることが、実は長い目で見ると観光のまち米沢につながるということは、全くそう思いますので、あらゆる政策がそう考えると観光につながるのかなという気はしております。

○相田克平議長　以上で4番関谷幸子議員の一般質問を終了いたします。

散　　会

○相田克平議長　以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後　4時18分　散　　会

